南伊豆町地域防災計画

共通対策編

令和6年3月 南伊豆町防災会議

南伊豆町地域防災計画 全体目次

I 共通対策編

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 復旧·復興対策

Ⅱ 地震対策編

第1章 総則

第2章 平常時対策

第3章 地震防災施設緊急整備計画

第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

第5章 災害応急対策

第6章 復旧・復興対策

別 紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

Ⅲ 津波対策編

第1章 総則

第2章 平常時対策

第3章 災害応急対策

IV 風水害対策編

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

V 原子力対策編

第1章 総則

第2章 原子力災害事前対策

第3章 緊急事態応急対策

VI 大規模事故対策編

1 道路事故対策計画

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 災害復旧計画

2 船舶事故対策計画

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

3 沿岸排出油事故対策計画

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 災害復旧計画

4 大火災対策計画

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 災害復旧計画

5 大爆発対策計画

第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 災害復旧計画

目 次

界 I 早		
第1節		
第2節		
第3節		••••1
第4節		
第5節		
第6節	5 予想される災害と地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第2章	災害予防計画	
第1節		
第2節		
第3節		
第4節		
第5節		
第6節		
第7節		
第8節		
第9節		
第10節		••••30
第11節		
第12節		
第13節		
第14節	う 応急住宅・災害廃棄物処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••35
第15節		
第16節	5 被災者生活再建支援に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••36
第17節		
第18節		
第19節		
第20節	5 災害に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••38
第3章	災害応急対策計画	
第1節		
第2節		
第3節		
第4節	5 通信情報計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••45

第5節	災害広報計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••49
第6節	災害救助法の適用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第7節	避難救出計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第8節	愛玩動物救護計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第9節	食料供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第10節	衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第11節	給水計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••72
第12節	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、	
	応急仮設住宅及び住宅応急修理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第13節	医療・助産計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第14節	防疫計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第15節	清掃及び災害廃棄物処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第16節	遺体の捜索及び措置埋葬計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第17節	障害物除去計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第18節	観光客避難輸送計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第19節	社会秩序維持計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第20節	輸送計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第21節	交通応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第22節	応急教育計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第23節	社会福祉計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第24節	消防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第25節	応援協力計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第26節	ボランティア活動支援計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第27節	自衛隊派遣要請計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第28節	海上保安庁に対する支援要請の要求計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第29節	県防災ヘリコプター支援要請計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第30節	電力施設災害応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第31節	ガス災害応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第32節	下水道災害応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第33節	突発的災害に係る応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第34節	町有施設及び設備等の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112
第4章 名	复旧・復興対策	
第1節	©	116
第2節	激甚災害の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3節	被災者の生活再建支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4節	風評被害の影響の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
/IV I MI	/CNET I/A H C AV H C I T I/A	110

I 共通対策編

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、南伊豆町民の 生命、身体及び財産を一般災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確 保を図るため、南伊豆町の地域に係る防災対策の大綱を定めるものとする。

第2節 計画の構成

南伊豆町地域防災計画は、次の各編から構成する。

編		記載内容
I	共通対策編	各編に共通する総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧 計画
П	地震対策編	地震による災害対策
Ш	津波対策編	津波(遠地津波を含む)による災害対策
IV	風水害対策編	風水害による災害対策
V	原子力対策編	原子力事故等による災害対策
VI	大規模事故対策編	道路事故、船舶事故、排出油事故、大火災(林野火災を含む) による災害対策
VII	資料編	各編に付属する各種資料

第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

「災害対策基本法」第42条第2項第1号の規定により、南伊豆町及び行政区域内の防災関係機関並びに公共的団体、その他の防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、南伊豆町の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれの責務と災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 南伊豆町

- (1) 南伊豆町防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する訓練の実施
- (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
- (6) 消防、水防その他の応急措置
- (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示
- (8) 情報の収集、伝達及び被害調査

- (9) 被災者の救難、救助その他保護
- (10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (11) 清掃、防疫その他保健衛生
- (12) 緊急輸送の確保
- (13) 災害復旧の実施
- (14) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

2 静岡県

- (1) 静岡県地域防災計画に掲げる所掌事務
- (2) 市町及び防災関係機関の災害事務及び業務実施についての総合調整

3 静岡県警察(下田警察署)

- (1) 災害時における町民の避難指導、誘導及び救助
- (2) 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持

4 下田消防本部

- (1) 危険物及び特殊建築物等の災害予防査察
- (2) 被災施設設備の点検整備
- (3) 災害時における負傷者等の輸送及び救急業務対策
- (4) 災害時における危険物の保安対策

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法令及び各行政機関の定める防災業務計画に基づき、それぞれの業務 について協力するものとする。

(1) 総務省東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための 調整及び電波の監理
- イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の 監理
- ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
- エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用 移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
- オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
- カ 非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 財務省東海財務局(静岡財務事務所沼津出張所)
- ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること
- **イ** 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
- (3) 厚生労働省東海北陸厚生局
- ア 災害状況の情報収集、連絡調整
- イ 関係職員の派遣

ウ 関係機関との連絡調整

(4) 厚生労働省静岡労働局(三島労働基準監督署下田駐在事務所)

- ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導
- イ 事業場等の被災状況の把握
- ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導
- エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導

(5)農林水産省関東農政局

- ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
- イ 応急用食料・物資の支援に関すること
- ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること
- エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
- オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
- カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること
- キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
- ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
- ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実 施又は指導に関すること
- コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
- サ 被災農業者に対する金融対策に関すること

(6) 農林水産省関東農政局 静岡県拠点

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

(7) 林野庁関東森林管理局(伊豆森林管理署)

- ア 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持造成に関すること
- イ 民有林直轄治山事業等の実施に関すること
- ウ 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること

(8) 経済産業省関東経済産業局

ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること

- イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- ウ 被災中小企業の振興に関すること
- エ 電気の安定供給に関すること
- オ ガスの安定供給に関すること

(9) 経済産業省関東東北産業保安監督部

- ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること
- イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること
- ウ 電気の安全確保に関すること
- エ ガスの安全確保に関すること

(10) 国土交通省中部地方整備局(沼津河川国道事務所)

管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

ア 災害予防

- (ア) 所管施設の耐震性の確保
- (4) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
- (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
- (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
- (オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施

イ 初動対応

地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。

ウ 応急・復旧

- (7) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- (4) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
- (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置
- (オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付(ただし、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う)
- (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保

(11) 国土交通省中部運輸局(静岡運輸支局)

- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- **イ** 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への 就航勧奨を行う。
- **ウ** 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。
- エ 緊急海上輸送の要請(県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む)に 速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び 緊急時の港湾荷役体勢の確保に努める。
- オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又 は公益命令を発する措置を講ずる。
- カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
- キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
- ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、 う回輸送、代替輸送等の指導を行う。

- ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係輸送事業者団体及び輸送事業者と の連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に 努める。
- コ 特に必要があると認めるときは、自動車輸送事業者に対する輸送命令を発する。
- サ 大規模地震災害における被害状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣する。

(12) 国土地理院中部地方測量部

- ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
- イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災 関連情報の利活用を図る。
- ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
- エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて 復旧測量等を実施する。

(13) 気象庁東京管区気象台(静岡地方気象台)

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- イ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ウ 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。
- エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。
- オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
- カ 気象業務上必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- キ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(14) 海上保安庁第三管区海上保安本部(下田海上保安部)

- ア 災害予防
 - (7) 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
 - (4) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
 - (ウ) 港湾の状況等の調査研究
- イ 災害応急対策
 - (7) 船艇、航空機等による警報等の伝達周知
 - (イ) 船艇、航空機等を活用した情報収集
 - (ウ) 活動体制の確立
 - (エ) 船艇、航空機等による海難救助等
 - (オ) 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送

- (カ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
- (キ) 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
- (ク) 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等
- (ケ) 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、 荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上 交通安全の確保
- (コ) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
- (サ) 海上における治安の維持
- (シ) 巡視船艇による主要港湾等の被害調査
- ウ 災害復旧・復興対策

(15) 環境省関東地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動状況等に関する情報収集、提供等
- (16) 環境省中部地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

- (17) 防衛省南関東防衛局
- ア 所管財産使用に関する連絡調整
- イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
- ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

6 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画並び に県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に 実施し、南伊豆町の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

(1) 日本郵便株式会社東海支社(下田支店下賀茂集配センター)

- ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務 取扱い及び援護対策を実施する。
 - (7) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分
- イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。 そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに 報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機 関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。

(2) 西日本電信電話株式会社 (静岡支店)、株式会社NTTドコモ東海支社

ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策

- イ 電気通信の特別取扱い
- ウ 気象警報の伝達(西日本電信電話株式会社静岡支店)
- エ 防災関係機関の重要通信の優先確保
- オ 被害施設の早期復旧
- カ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
- (3) 日本赤十字社静岡県支部(南伊豆町分区)
- ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
- イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
- ウ 被災者に対する救援物資の配布
- エ 義援金の募集
- オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- カ その他必要な事項
- (4) 日本放送協会(静岡放送局)

気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報

- (5) 東京電力パワーグリッド株式会社(伊豆支社)
- ア 電力供給施設の防災対策
- イ 変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
- ウ 災害時における電力供給の確保
- エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、 インターネットホームページ等を利用しての広報
- オ 被災施設の調査及び復旧
- (6)日本通運株式会社(沼津支店)、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、 会社、西濃運輸株式会社
- ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行
- イ 災害時の応急輸送対策
- (7) 電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社
- ア 電力供給施設の防災対策
- イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
- ウ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ 等を利用しての広報
- エ 被災施設の調査及び復旧
- (8) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (9) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

- (10) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
- ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
- イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

7 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災事務計画 並びに県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極 的に実施し、南伊豆町の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

- (1) 一般社団法人静岡県LPガス協会(東部支部)
- ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策
- イ 被災施設の調査及び復旧
- ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報
- エ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
- (2) 一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会
- ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
- イ 災害時の緊急輸送対策
- (3) 静岡県道路公社
- ア 管轄する道路の建設及び維持管理
- イ 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡
- ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧
- エ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力
- オ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
- (4) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一 テレビ、静岡エフエム放送株式会社

気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する 協定に基づく災害広報

- (5) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤 師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
- ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
- イ 検案 (公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。)
- ウ 災害時の口腔ケアの実施 (一般社団法人静岡県歯科医師会)
- (6) 一般社団法人静岡県警備業協会

災害時の道路、交差点等での交通整理支援

(7) 公益社団法人静岡県栄養士会

- ア 要配慮者(※)等への食料品の供給に関する協力
- イ 避難所における健康相談に関する協力
 - (※)要配慮者…高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者

(8) 一般社団法人静岡県建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(9) 富士山静岡空港株式会社

- ア 緊急事態を想定した訓練の実施
- イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置
- ウ 空港利用者の避難場所等の確保及び調整
- エ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等
- オ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

8 自衛隊

(1) 陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊

- ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
- イ 災害時における応急復旧活動

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防態勢の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、南伊豆町の行う防災活動に協力するものとする。

(1) 一般社団法人賀茂医師会、一般社団法人賀茂歯科医師会、公益社団法人賀茂薬剤師会、 公益社団法人賀茂看護協会

医療救護施設等における医療救護活動の実施

(2) 富士伊豆農業協同組合

- ア 農作物、家畜等に係る災害病虫害の防除
- イ 主食、野菜等の食料品、種もみ、その他災害復旧用資材の供給確保
- ウ 農畜産業関係被害状況の情報収集及び報告
- エ 被災農家の災害融資のあっせん及び資金導入
- オ 農業用機械、資材肥料等の確保及び技術者の把握及び緊急動員

(3) 伊豆森林組合

- ア 林産物及び林産施設の被害状況の情報収集及び報告
- イ 苗木等資材肥料の供給確保
- ウ 林業関係融資のあっせん
- エ 災害対策に必要な用材の需給対策

(4) 伊豆漁業協同組合南伊豆支所

- ア 災害時の船舶、漁港、港湾、海岸保全水産施設等の被災情報の収集及び報告
- イ 災害時における海上応急輸送の応援

- ウ 海難の際の人命及び船舶救助の応援
- エ 被災漁家の災害融資のあっせん及び資金の導入

(5) 南伊豆町商工会

- ア 食料、生活必需品、救急薬品、災害復旧資材など防災関係諸物資の安定的供給の確保
- イ ガス、石油類等危険物の保安
- ウ 被災商工業者の正常な業務の運営推進

(6) 南伊豆町観光協会、旅館組合

- ア 観光施設の被害調査及びその対策
- イ 宿泊施設における防災上必要な教育訓練の実施
- ウ 災害時における宿泊者の救護
- エ 災害時における避難者の救急応援

(7) 東豆交通協会東伊豆支部

災害時の応急輸送及び障害物除去の応援

(8) 南伊豆町内建設業者

- ア 災害時における行方不明者等の救出応援
- イ 災害時における障害物除去等の応援及び復旧事業の実施

(9) 南伊豆町管工事組合

- ア 災害時における水道施設の資機材の確保
- イ 災害時における被災水道施設等の応急、仮設工事及び復旧事業の実施

(10) 南伊豆町消防団

- ア 災害予防、警戒及び災害応急活動
- イ 災害時における町民の避難誘導及び救助救出活動
- ウ 予警報の伝達
- エ その他災害現場の応急作業

(11) 南伊豆町自主防災組織

- ア 町の実施する被害調査、応急対策についての協力
- イ 町民に対する情報の連絡、収受
- ウ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力
- エ り災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力

(12) 防災上重要な施設の管理者

- ア 所管に係る施設についての防火管理
- イ 防災に関する保安措置、応急措置の実施
- ウ 当該施設に係る災害復旧

(13) 社会福祉法人南伊豆町社会福祉協議会

- ア 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成
- イ 災害ボランティア本部等立ち上げ及び運営訓練の実施
- **ウ** 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーター、町等との調整

第4節 町の自然的条件

1 位置

北 緯 34度38分

東 経 138度51分

面 積 109.94km²

東 西 11.50km

南 北 9.70km

人 口 7,505人(令和6年1月1日現在)

2 地形の概要

南伊豆町は静岡県の東部、伊豆半島西海岸の最南端に位置し、駿河湾及び相模湾に面している。東は下田市、北西は松崎町に接している。

東西11.50km、南北9.70km、面積109.94km²で、町域のほとんどが勾配20%以上の急傾斜地で、 天城山系に連なる山地が海岸線まで迫っている。地目別では、森林が79.7%、農地が 9.1%、 宅地が 2.1%、その他が 9.1%で区域の面積の多くを森林が占めている。平坦地は町を貫流する青野川本流域とその支流域のわずか10%強に過ぎない。

3 地質の概要

南伊豆町は白浜層群と呼ばれる海底火山噴出物を主として、凝灰質砂岩、凝灰質角礫岩、安山岩などから流紋岩といった火山岩類からなる。また、ところにより顕著に変質作用を受け、断層構造が発達し岩層の変化が著しく地質を複雑にしている。沖積平野は、河谷沿いに狭く分布し、河口近くでは泥層や泥層砂礫互層から成り、上流部では砂礫層からなっている。

4 気候

南伊豆町は気候が温和で恵まれた気象条件にある。年平均気温が17.2度、降水量も年平均1947.2mm(10年間平均)で県下でも一番温暖な気候である。しかし、風速は全般に強く、特に冬季の季節風時は西よりの風が強くなり、石廊崎の12月から3月にかけては10m/s以上になる日数はともに50%ぐらいとなっている。また、低気圧、前線、台風等により強風、暴風が発生しやすい。

第5節 町の社会的条件

南伊豆町の令和6年1月1日現在の人口は、7,505人、3,830世帯で、町内には34集落が点在 し、主に青野川流域部の平坦地周辺に人口が密集している。

老齢人口は、3,630人(48,4%)であり、高齢化が急速に進展している状況にある。

町内の幹線道路は、東西を走る国道136号と主要県道3路線が国道を補完する形で隣接市町に 繋がっている。

第6節 予想される災害と地域

1 地震・津波

伊豆半島は、有史以来たびたび地震の災害に見舞われている。町に被害を及ぼすおそれのある地震の震源地は房総沖、相模湾、神奈川県西部、伊豆半島、駿河湾、富士川河口、遠州灘沖、南海道沖等である。現時点において、本県に著しい被害を及ぼすと想定される地震のうち、その発生の切迫性が指摘されている地震としては、駿河湾を震源域とし県下全域に甚大な被害を及ぼすマグニチュード8クラスの東海地震である。東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、嘉永7年(1854年)の安政東海地震発生後、160年以上もの間、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。

今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って発生する可能性も考えられる。

なお、県では平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、第4次地震被害想定の第一次報告(駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波(以下、本計画において、「レベル1の地震・津波」という。)と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波(以下、本計画において、「レベル2の地震・津波」という。)(以下、本計画において、2つを併せて「レベル1・2の地震・津波」という。)に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行ったもの)によれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波では、最悪10万人を超える死者数の発生が想定されている。このほかに、神奈川県西部を震源域とし本県東部地域に甚大な被害を及ぼすマグニチュード7クラスの神奈川県西部の地震などがある。

なお、津波については、これらの沿岸の地震によるものに対する警戒はもとより、南北アメリカ大陸沿岸などの環太平洋地域で発生した地震による遠地地震津波についても警戒が必要である。

以下、本計画において、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波、神奈川県西部の地震その他静岡県において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害のことを「東海地震等」という。

2 風水害

町内の主要河川(青野川)は、激甚災害対策特別緊急事業に採択されて以来、暫定ではあるが河川改修も終了し、多目的ダム(青野大師ダム)の整備も相まって、大災害の危険性は年々少なくなってきている。被害はむしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。しかし、町内の河川はいずれも平常時には水量が少ないため、河川に砂石が堆積し、葦等の植物が中州に群生するきらいがあるため、排水不良が発生する。特に、伊豆半島は地形上台風や集中豪雨等に見舞われることがあり、きめ細かい観測態勢をはかる必要がある。

3 高潮・高波

高潮については各地区漁港整備及び護岸整備が進み高潮による住家への浸水被害の可能性は 少なくなった。しかし湊地区の弓ヶ浜海岸では防波堤がないため台風時の高潮では道路冠水が 予想される。当町は長い海岸線を有し、台風・低気圧等の影響を受けやすいため「高潮・高波」 には充分な注意が必要である。

4 土石流・地すべり・がけ崩れ

町内には、砂防指定地が 16 箇所・地すべり防止区域が 1 箇所・急傾斜地崩壊危険個所が 40 箇所及び土砂災害警戒区域が 590 箇所、土砂災害特別警戒区域が 495 箇所、 (いずれも令和 2 年 2 月末現在) 指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。

5 火災

冬季に比較的乾燥するとともに、強風地域であるため、ひとたび火災が発生すると、大火災の可能性も含んでおり十分な警戒を要する。平野が少なく地区毎に住宅が密集しているため、 火災には十分な注意を要する。

6 事故

町の沖合海上は、往来する船舶が多いので、衝突、座しょうによる遭難、火災、油流出等の 災害が予想される。また、天城山付近は気流変化が激しく、ヘリコプターや航空機事故に対し ても注意を要する。

7 原子力災害

「原子力災害」については、県内に浜岡原子力発電所があり、本町は静岡県が定めた原子力 対策を重点的に実施すべき区域には指定されていないが、万一の事故による放射性物質の大量 流出に伴う災害対策も必要である。

なお、発電所内で環境に影響のないトラブル等が発生した場合にも、町民に対する適切な広報・情報伝達が必要である。

8 その他

不慮の災害として、航空機の墜落、火山の噴火、有毒ガスの発生、排出油の漂着などの大規模な災害が発生しており、当町でも発生の可能性がある。

9 複合災害・連続災害

一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての 被害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

本町の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力 発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。

第2章 災害予防計画

災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時(以下「災害時」という。)における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

第1節 通信施設等整備改良計画

災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、 定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築などの防災対策の推進を図るものとする。

1 町防災行政無線施設

- (1) 災害時における情報の収集・伝達を迅速、的確に行うために不可欠な無線通信網を整備する。(昭和60年に防災行政無線開局)
- (2) 平成6年に電気通信格差是正事業、南伊豆町移動通信用無線基地局を整備。
- (3) 災害時に有効なアマチュア無線等について一般町民の協力を得ながら通信システムを構築する。
- (4) 平成24年度から防災行政無線のデジタル方式の更新を行い、移動系システムは、平成26年4月から運用を開始した。
- (5) 防災行政無線の設置場所は資料編による。

2 県総合情報ネットワーク

災害時における気象情報及び災害情報の収集並びに伝達は、県総合情報ネットワークで行う。 この県総合情報ネットワークは、ファクシミリ、データ通信、映像伝送等を利用して一層、情報の正確と迅速を期するものである。

3 全国瞬時警報システム(J-ALERT)

町民に早期の避難や予防措置などを促し、被害の軽減を図るため、衛星通信と町の同時通報 用無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達する全国瞬時警報システム(J-ALERT) の適正な維持管理や運用に努める。

全国瞬時警報システム(J-ALERT)

大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市区町村の防災行政無線や携帯メール、コミュニティFM等を自動起動させるもので国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム 【消防庁】

4 防災関係機関等相互間の通信手段

防災関係機関との通信確保を図る。

5 気象観測機器

気象観測の機器としては、記録的豪雨の際の大災害回避のため雨量計を設置し、監視を図る。 また静岡県総合情報ネットワークシステム(砂防端末装置)により雨量情報を監視し、集中豪雨 の際に県設置の土砂災害相互情報システムや同時通報用無線等により町民に危険情報周知する。

6 被災者等への情報伝達手段の整備

町は、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

また、町は、災害時に孤立が予想される地域について、防災行政無線などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

7 障害のある方への情報伝達体制の整備

町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2節 防災資機材等の整備及び点検計画

南伊豆町の保有する災害応急対策に必要な資機材等を整備する計画を明らかにし、有事に際 しその機能を適切に発揮できるようにするため、常時これらの点検整備を行うものとする。ま た、必要に応じて緊急調達できるよう入手経路を確立しておくものとする。

1 応急活動のための資材、機材の整備計画

消防団をはじめ応急対策活動に従事する者の装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。 また、町は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係機関と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

(1) 水防資材

杭木、土のう袋、縄、鉄線、蛸木、掛矢、担架、スコップ、つるはし、鋸、斧、ペンチ、 照明具、救命綱、一輪車、鉄線ばさみ等

(2) 救助用資材

担架、ヘルメット、毛布、投光機、拡声機、ロープ、ゴムボート、救命用胴衣、携帯用無線、医療セット、折りたたみ梯子、チェーンソー等

(3) 給水用資材

ろ水機、給水用タンク等

(4) 排土作業用資材

ショベル、つるはし、鋸等

(5) その他

防災倉庫、防災テント、その他必要な資機材

第3節 道路災害防止計画

1 主旨

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路等交通の危険防止を図ることを目的とする。

2 道路交通の災害予防計画

道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。

- (1) 安全施設等の整備
- (2) 防災体制の確立 (情報連絡を含む)
- (3) 異常気象時の通行規制区間の指定
- (4) 通行規制の実施及び解除
- (5) 通行規制の実施状況に関する広報

第4節 防災知識の普及計画

1 主旨

地震等による被害を最小限にとどめるため、職員をはじめ、町民及び各組織等を対象に地震 等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

災害対策関係職員及び町民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、概ね次により行うものとする。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、町は、多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に町民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。また、3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

なお、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の 視点に十分配慮するよう努めるものとする。

専門家(風水害にあっては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

2 普及方法

町は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で 開発するなどして、津波災害と防災に関する町民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は 次の方法により行う。 この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災フェローやふじのくに防災士等の積極的な活用を図る。

(1) 学校教育、社会教育を通じての普及

災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等 に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。

また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(2) 職員及び関係者に対する普及

防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を 利用してその徹底を図る。

(3) 印刷物等による普及

町民に対し、その時期に応じて印刷物等を作成・配布し、また広報みなみいず、町ホームページにより防災知識の高揚を図る。

(4)映画、スライド、講演会、広報誌等による防災知識の普及

防災週間、水防週間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、防災関係者並びに町民に対し、映画、スライド、講演会を適宜開催するほか、広報みなみいずにより防災知識の普及を図る。

3 普及すべき内容

町は、防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項は概ね次のとおりである。

- (1) 防災気象に関する知識
- (2) 防災の一般的知識
- (3) 町地域防災計画の概要
- (4) 自主防災組織の意義
- (5) 災害危険箇所に関する知識
- (6) 災害時の心得
- ア 災害情報等の聴取方法
- イ 停電時の心構え
- ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する 危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することな く適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難 路等の事前確認の徹底
- エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備
- オ 避難所の適正な運営
- カ その他の災害の様態に応じ、取るべき手段方法等
- キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方 や企業・学校の計画的な休業・休校等について

- **ク** 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活再建に 資する行動
- (7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮

4 職員に対する防災教育

町は、気象、水防の知識、町の防災対策、災害救助措置等について研修会、講習会を適宜開催して、災害時における適切な判断力と行動力の養成及び防災上必要な知識並びに技術の向上を図るものとする。

第5節 防災のための調査研究

1 実施方針

町は、本町における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

- (1) 本町の地形、地質的素因が自然災害の発生に当たって、どのような反応を示すか調査検討する。
- (2) 過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査・検討する。
- (3) 災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。
- (4) 今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。
- (5) 要防災の程度を区分する。
- (6) 要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。
- ア 災害の種類によっては、その地点、波及する範囲、被害の様相を予見することができる。 こうした防災基礎調査の活用は従来、とかく、なおざりにされがちであったため、結果的 に大きな災害をもたらすことがあった。このような点を改めるため、専門家の防災基礎調 査を活用して概況の把握に努める。
- **イ** 新しいタイプの災害発生を未然に防ぐため、事前に対策を検討しておく必要がある。

(7) 要防災地域の防災パトロールの実施

危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。

2 災害発生状況調査

(1) 地震

過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価(プレート境界型の地震、活断層型の地震)、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。

(2) 津波

過去の主な津波被害の発生状況を整理するとともに、津波観測技術や津波の被害予測に 係る基礎資料を収集し、今後の防災対応の基礎とする。

(3) 風水害

過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収 集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。

(4) 火山

過去の主な火山災害の発生状況を整理するとともに、火山観測技術や火山の被害予測に 係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。

(5) 大火災

火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今 後の火災防止の資料とする。

第6節 町民の避難体制

1 主旨

町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所(以下「避難地」という。)及び被災者が避難生活を送るための指定避難所(以下「避難所」という。)のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

2 避難地・避難路の周知啓発

町は住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から 周知啓発に努める。

3 避難地・避難路の安全性の向上

町は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、町は関係機関と協力し、避難地及び避難路を避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

(1)避難地

- ア 避難地標識等による住民への周知
- イ 周辺の緑化の促進
- ウ 複数の進入口の整備

(2)避難路

- ア 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- イ 落下・倒壊物対策の推進
- ウ 誘導標識、誘導灯の設置
- エ 段差解消、誘導ブロックの設置

4 避難所の指定、整備

町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流出等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所(以下「避難所」という。)を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の

整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(1)避難所の指定

避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、 非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・危機の整備に努める。具体的には次のと おりとする。

- ア 町は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、 想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活 を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等につい て、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知する ことも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとす る。
- イ 町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- ウ 町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- エ 町は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換 気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、トイレ(衛生)、キッチン(食事)、ベッド(睡眠)に関する環境の向上が重要であることから、町はこれらの環境改善に努める。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、町は、感染症対策について、平常時から避難所のレイアウトや導線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に 努めるものとする。

オ 町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し 用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとす る。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(2) 2次的避難所の整備

ア 福祉避難所

- (7) 町は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。
- (4) 町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。
- (ウ) 町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル (県モデル)」に基づいた「南伊豆町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備すると ともに、定期的な要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
- (x) 町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。
- (オ) 町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、 覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 2次的避難所

- (ア) 2次的避難所は、町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。
- (4) 町及び県は、大規模な災害により多数の町民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。
- (ウ) 町及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

5 避難地、避難所等の施設管理

(1) 町

町は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等

が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険 が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した 避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保の ために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関す る知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

- ア 避難所の管理者不在時の開設体制
- イ 避難所を管理するための責任者の派遣
- ウ 災害対策本部との連絡体制
- エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(内閣府)を参考とする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒数等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡体制の構築を行う。

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。 また、町は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

6 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

- (1) 町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、町から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、町は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。
- (2) 避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(立退き避難・水平避難)を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を

行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。

- (3) 住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- (4) 町は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

第7節 防災訓練

町における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、町民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。また、町等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

1 総合防災訓練の実施

災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する 心構えを養っておかなければならない。特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ 計画的な防災体制の整備が要請されている現況に鑑み、他の地方公共団体や防災関係機関及び 自主防災組織等地域住民の協力を得て、概ね次の事項に重点をおき、町は、総合防災訓練を実 施する。

また、総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分 配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の 男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

- (1) 水防
- (2)消火
- (3) 交通規制
- (4) 道路啓開
- (5) 救出・救護
- (6) 避難·誘導
- (7) 通信情報連絡
- (8) 救助物資輸送
- (9) 避難所運営

- (10) 給水・炊出し
- (11) 応急復旧
- (12) 遺体措置

2 救助・救急関係機関の連携

町及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係機関とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 防災関係者等の訓練実施

災害対策本部要員をはじめとした防災関係者は、各種防災知識を取得並びに体得し、災害時において速やかに応急措置等の活動ができるように、実態に即した個別訓練並びに連携訓練を 実施するものとする。

4 非常通信訓練

町は、災害時において、災害地から町災害対策本部及び県災害対策本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

5 防災訓練のための交通の禁止又は制限

町は、防災訓練の効果的な実施を図るため、必要があると認めるときは、県公安委員会に申告し、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した災害対策基本法施 行規則第5条に掲げる標示を設置する。

6 防災訓練実施後の評価等

町は、防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

7 災害ボランティア本部等立ち上げ及び運営訓練

町は、災害時の円滑かつ効果的なボランティア活動の推進のため、NPO法人等の災害ボランティア組織等が行う災害ボランティア本部の立ち上げ及び運営訓練を支援する。なお、実施にあたっては、災害時にボランティアの支援を受ける立場になる町民等への啓発に努める。

第8節 自主防災組織の育成

1 主旨

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、 消防、水防、警察等関係機関の防災活動(公助)が地域の末端に十分即応できない事態が予測 される。

特に、広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、発災初期においては公助が地域

の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動(自助・共助)が必要であり、また、この活動は組織的に行なわれることにより効果的なものになる。

当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に 推進し、併せて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

2 自主防災組織の概要

町内各地区を単位として防災活動が効果的に実施できる組織とする。

(1)組織

自治会等を活用し防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、県及び市町は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。町における自主防災組織単位は資料編とする。

(2)編成

町内各自主防災組織として消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。

(3)活動内容

ア 平常時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画 の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。

イ 災害時の活動

地域の警戒、被害状況の把握・伝達、出火防止及び初期消火、救出救護、避難命令の伝達及び避難誘導、給食・給水等を行う。

3 推進方法

町は、地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。

また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

4 研修会等の開催

県及び町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

5 町民の果たすべき役割

自分たちの安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

(1) 平常時からの実施事項

- ア 防災気象に関する知識の吸収
- イ 地震防災等に関する知識の吸収
- ウ 地域の危険度の理解
- エ 家庭における防災の話し合い
- オ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡 方法及び最寄りの医療救護施設の確認
- カ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防装置の点検
- キ 家屋の耐震診断、補強等
- ク 家具、その他落下倒壊危険物対策
- ケ 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備
- コ 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄(食料・飲料水については最低7日分)
- サ 通信機器の充電装置、バッテリーの準備
- シ 自動車のこまめな満タン給油
- ス 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え
- セ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動の確認
- **ソ** 動物の飼い主については、ペットフード等の、飼育に要する物資備蓄(少なくとも5日分)

(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項

平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。

- ア 正確な情報の把握
- イ 火災予防措置
- ウ 非常持出品の準備
- エ 適切な避難及び避難生活
- オ 自動車の運転の自粛

(3) 災害発生後の実施事項

- ア 出火防止及び初期消火
- イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動
- ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- エ 自力による生活手段の確保

6 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主

防災組織は、県、町及び消防団等と協力し、「地域の防災は自らの手で担う」意欲をもって、平 常時から次の活動をするものとする。

(1) 防災知識の学習

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。

(2)「防災委員」の自主防災組織内での活動

防災委員は町民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。

(3) 自主防災地図の作成

自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。

(4) 自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

(5) 自主防災組織の台帳の作成

自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、 資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくた め、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。また、避難行動要支援者名簿(要 配慮者に関する名簿)の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福 祉関係団体等との連携に努める。

- ア 世帯台帳(基礎となる個票)
- イ 避難行動要支援者名簿(要配慮者に関する名簿)
- ウ 人材台帳
- 工 自主防災組織台帳

(6) 防災点検の日の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

(7) 避難生活計画書の作成

町の「避難所運営マニュアル」や自主防災組織のための「避難生活計画書作成手引き」に基づき、各自主防災組織ごとに「避難生活計画書」を作成する。

(8) 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。

この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、町等と有機的な連携をとるとと もに、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとす る。

- ア 情報の収集及び伝達の訓練
- イ 出火防止及び初期消火の訓練
- ウ避難訓練
- エ 救出及び救護の訓練
- オ 炊き出し訓練

(9) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体 障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるも のとする。

7 町の指導及び助成

(1) 防災委員制度

町は、自主防災組織及び町民の防災対策の啓発活動を強化するため防災委員を委嘱する。 また、防災委員の任期は2年以上とする。

(2) 自主防災に関する意識の高揚

県及び町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に 研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に 関する理解の促進に努めるものとする。

ア 自主防災組織中核的リーダー研修

自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)の防災上の知識・技能の向上を 図ることにより自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、 広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。

イ 防災委員研修

防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について 啓発・強化に資する。

(3)組織活動の促進

町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、津波避難計画の策定、その他の活動の充実を図る。

(4) コミュニティ防災センターの活用

町はコミュニティ防災センターの設置を検討し、自主防災活動の拠点として次の事項等 について活用する。

- ア 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。
- **イ** 南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とする とともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。
- **ウ** 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点

とする。

(5) 自主防災組織への助成

自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、県及び町は 必要な助成を行う。

(6) 静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用

町は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。

8 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組識の訓練に消防団が参加し、 資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団OBが自主防災組識の役員に就任するなど、組識同 士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

なお、町は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練 の充実に努めるものとする。

第9節 事業所等の自主的な防災活動

1 主旨

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の 事項について努めなければならない。

- ア 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域の災害が拡大することのないよう的確な 防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- イ 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域 の安全を確保すること。
- ウ 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の 耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- エ 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、 事業活動に関し、県、町が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- オ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することが ないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実 施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるこ と。

2 平常時からの防災活動の概要

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育

- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 救出及び応急救護等
- (7) 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設及び設備の耐震性の確保
- (9) 予想被害からの復旧計画策定
- (10) 各計画の点検・見直し

3 事業所の防災力向上の促進

町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の 呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

また、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。

町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の 普及を促進するため、連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

4 事業継続計画 (BCP) の取組

事業所等は事業所の果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域 貢献・地域との共生)を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのB CPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引 先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進 に努めるものとする。

第10節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区 防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められ た内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう 努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものと する。

第11節 ボランティア活動に関する計画

1 主旨

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。

2 ボランティア活動の支援

町は、町社会福祉協議会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。

また、町は、災害時にボランティア活動の申請者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。

第12節 要配慮者支援計画

1 主旨

この計画は、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することを目的とする。

2 要配慮者支援体制の整備

(1) 要配慮者支援体制

町は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当課と福祉担当課との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等、要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。

地域においては、町のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して 要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。

ア 行政機関

警察、消防、賀茂健康福祉センター(保健所、児童相談所)等

イ 地域組織

自治会等

ウ 福祉関係、福祉関係団体

民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業 所、障害者団体等

(2) 要配慮者の把握

町は、発災時の適切な対応に役立てるため、町が把握している要配慮者に関する情報を 積極的に活用し、自主防災組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員及び福祉関係団 体と協力して、要配慮者の把握に努める。

(3) 避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成等

町は、町に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら 避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を 要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努める。

町は、避難行動要支援者について避難支援等(避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置)を実施するための基礎とする名簿(避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という。)を、町地域防災計画に基づき総務課防災室と福祉介護課の連携の下、作成するものとする。

町は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者(消防機関、警察、民生委員、NPO、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者)に対し、本人の同意を得ることにより、名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。

上記により名簿情報の情報を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に 携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。町は、名簿情報の提供を 受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他 の必要な措置を講ずるものとする。

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当課や福祉担当課など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備な

ど、必要な配慮をするものとする。

町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計 画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者で、次の要件に該当する者

- (7) 要介護認定3~5を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳1、2級の者
- (ウ) 精神障害保健福祉手帳1、2級の者
- (エ) 療育手帳A判定の者
- (才) 難病患者
- (カ) 上記に準ずる者で町長が支援の必要を認めた者

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)には、次の事項を記載するものとする。

- (7) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

ウ 名簿情報の更新

町は、新たに要介護認定や障害認定を受けた者等のうち、避難行動要支援者に該当する 者や転居や死亡等の異動による変更等を確認し、名簿を毎年度更新するとともに、庁舎の 被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切 な管理に努めるものとする。

エ 名簿情報の提供

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、次に定める避難支援等関係者に対し、本人の同意を得ることにより名簿情報を提供するものとする。

- (ア) 自主防災組織 (関係する地域の情報のみ)
- (イ) 民生委員、児童委員 (関係する地域の情報のみ)
- (ウ) 消防機関、消防団(必要に応じて)
- (エ) 警察(必要に応じて)
- (オ) 社会福祉協議会(必要に応じて)
- (カ) その他避難支援等の実施に携わる関係者

オ 提供された名簿情報の適正管理

名簿情報の提供を受けた者、その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者、 また、これらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。町は、名簿の提供にあたり、個 人情報に対する配慮が損なわれることのないよう避難支援等関係者等に説明するものとす る。

(4) 防災訓練

町は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。

(5) 人材の確保

町は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者、通 訳者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

(6)協働による支援

町は、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、 地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。

(7) 要配慮者緊急通報システムの整備

町は、要配慮者の突発的な災害、事故、急病等に備えるため、要配慮者と消防機関等関係機関との間に要配慮者緊急通報システムの整備を推進する。

当システムの円滑かつ効果的な運用を図るためには、地域ぐるみの支援体制が必要であることから、システムの概要を地域住民に対しても周知する。

また、在宅の要配慮者の安全性を高めるため、自動消火器、火災警報器等の消防関係機器の設置が効果的であることから、その普及に努める。

(8) 防災知識の普及、啓発

町は、在宅の要配慮者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、防災知識の普及啓発に努める。

また、消防機関等関係機関は、平素から在宅要配慮者の防災環境の把握に努め、防災上の相談、指導を行う。

(9) 地区防災計画との整合

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、 地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の 一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(10) 避難支援等関係者等の安全確保

町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を 行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分に配慮する。

(11) 観光客の安全確保

町は、県、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を促進するものとする。

(12) 要配慮者利用施設における避難確保措置等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。

第13節 救助・救急活動に関する計画

1 救助隊の整備

町は、大規模・特殊災害に対応するため、下田消防本部が推進する高度な技術・資機材を有する救助隊の整備について、支援・協力を行う。

2 保健医療福祉活動の総合調整

町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施 体制の整備に努めるものとする。

第 14 節 応急住宅·災害廃棄物処理

(1) 応急住宅

町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(2) 災害廃棄物処理

町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、国とともに、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

(1) 町

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

防災機能を有する道の駅を広域的な防災拠点もしくは地域の防災拠点として位置付け、 その機能強化に努めるものとする。

(2) 重要施設の管理者

町及び災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努める

ものとする。特に災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

町及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。

(3) ライフライン事業者

災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。

ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・ 復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即 応できる体制の整備に努めるものとする。

被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

第16節 被災者生活再建支援に関する計画

(1) 人材育成

町は住家被害の調査の担当者のための研修会等に当該担当者を受講させ、災害時の住家 被害の調査の迅速化を図るものとする。

(2) 実施体制

町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

- (7) 住家被害の調査及びり災証明書交付の訓練
- (イ) 応援協定の締結
- (ウ) 応援の受入れ体制の構築

(3) システムの活用

町は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第17節 業務継続に関する計画

1 業務継続体制の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画 の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

2 業務継続計画等において定めておく事項

町は、内閣府(防災担当)作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第18節 複合災害対策及び連続災害対策

町及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害等の複合災害・連続災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

町及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

町及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏ま えて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性 が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓 練の実施に努める。

第 19 節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第20節 災害に強いまちづくり

町は、それぞれの地域の災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR (生態系を活用した防災・減災)」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

注)※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制、海岸防災林の造成により津波防災機能を持たせる等

※2の例として、森の防波堤づくり、多自然川づくり等の取組等

防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

町は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。 町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点と高規格道路等 のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道 路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路 について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止 又は制限を行う。

町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

町は、発災後に迅速に円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、町民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。

第1節 総則

1 主旨

この計画は、町が指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て災害応急対策を実施するときの実施計画とし、概ね次の場合の措置とする。

- (1)「災害対策基本法」(以下、この章において「法」という。)第5条(市町村の責務)の規 定に基づき、町の責務として実施する場合の措置
- (2) 法第62条(市町村の応急措置)の規定に基づき実施する町の応急措置
- (3) 法第67条 (他の市町村長等に対する応援の要求) の規定に基づき、他の市町長等に対して応援を要求する場合の措置
- (4) 法第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)の規定に基づき、知事等に対して応援を要求する場合の措置
- (5) 法第68条の2(災害派遣の要請の要求等)の規定に基づき、知事等に対して、災害派遣の要請の要求をする場合の措置

2 町地域防災計画と県地域防災計画との関係

法第42条(市町村地域防災計画)では、市町村地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にあるため、町地域防災計画では、県と協力し町が災害応急対策を実施するに当たって留意すべき事項について定める。

3 町の行う措置

法第50条(災害応急対策及びその実施責任)の規定に基づき町が行う応急措置は概ね次のと おりである。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置に関する 事項
- ○上記(9)として行う措置の例は以下のとおりである。

発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊急 点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確 保を最優先に、公共施設の応急復旧を速やかに行う。

4 防災業務計画と町地域防災計画との関係

町地域防災計画は指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこと とし、かつできるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分 担する基本事項のみとする。

(1) 関係法律との関係

法第 10 条 (他の法律との関係) に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、 当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理 するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

(2) 相互協力

法第4条(都道府県の責務)、第5条(市町村の責務)、第6条(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)、第7条(町民等の責務)及び第54条(発見者の通報義務等)の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。

この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。

町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、町は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。

(3) 町の配慮すべき事項

ア 要請について

町長は、町地域防災計画に基づき、災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は、遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。

要請連絡は電信電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるように努めるものとする。なお、電信電話等で要請した事項については 事後正式書面により処理するものとする。

イ 関係者への周知徹底について

町長は、県が県計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ 迅速に実施できるよう町内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の 相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。

(4) 応援の指揮系統

この計画に基づき県が町を応援する場合の指揮系統は、法第67条(他の市町村長に対する応援の要求)、第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)及び第72条(都道府県知事の指示)の定めるところにより応援に従事する者は、応援を受ける町長の指揮の下に行動するものとする。

(5) 協力要請事項の正確な授受

要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、町、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。

ア機関名

- イ 所属部課名
- ウ氏名

(6) 従事命令等の発動

法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じた従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。

(7) 標示等

災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都 度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別 できるよう留意する。

(8) 知事による応急処置の代行

法第73条(都道府県知事による応急措置の代行)の規定に基づき、町長が実施すべき応 急措置を知事が代行する場合は、町地域防災計画の定めるところにより行うものとする。

(9) 経費負担

- ア 災害応急対策に要する経費については、法第91条(災害予防等に要する費用の負担)の 定めるところにより災害救助法等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任 ずるものが負担するものとする。
- イ 県が町長の要請により、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、又は物資の 調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町村又は業者の請求に基 づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第2節 組織計画

1 主旨

この計画は、町の防災に関する組織体制を明らかにし、災害応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的とする。

2 災害対策組織

(1) 南伊豆町防災会議

ア 組織

資料編に定めるところによるものとする。

イ 運営

南伊豆町防災会議条例(昭和37年条例第8号)の定めるところによるものとする。

(2) 南伊豆町災害対策本部

ア 編成

資料編に定めるところによるものとする。

イ 事務分掌

南伊豆町災害対策本部編成表による各班の事務分掌は、南伊豆町災害対策本部設置規程 (昭和35年規程第2号)の定めるところによる。

ウ運営

南伊豆町災害対策本部条例(昭和37年条例第9号)及び南伊豆町災害対策本部設置規程 (昭和35年規程第2号)の定めるところによるものとし、総合調整及び所掌事務を迅速かつ的確に行うものとする。

エ 設置基準

- (ア) 気象業務法に基づく注意報又は警報が発せられ、町内に相当規模の災害の発生が予想 され、その対策を要するとき。
- (4) 大規模な地震又は火災、爆発、その他重大な災害が発生し、総合的な対策を要するとき。

才 配備基準

配置の一般的基準は資料編による。

(3) 南伊豆町水防本部

水防本部の組織に関し、必要な事項は水防計画によるものとする。ただし、災害対策本 部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

第3節 応援・受援計画

1 主旨

町長が動員・応援を指示もしくは命令し、又は要請する場合における対象者、実施時期、実施方法を明らかにして応急措置に必要な人員の確保の円滑化を図ることを目的とする。

2 応援の実施基準

(1) 応援の時期

町長が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる。なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

(2)動員・応援対象者

- ア町職員
- イ消防団員
- ウ 警察官
- エ 区長(自主防災会長)
- 才 町議会議員
- カ 県職員

- キ 自衛官
- ク 海上保安官
- ケ 医師、歯科医師又は薬剤師
- コ 保健師、助産師、看護師又は介護士
- サ 介護事業者及び介護士等
- シ 土木技術者又は建築技術者
- ス 大工、左官又はとび職
- セ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

3 実施方法

(1) 町職員の動員

職員の動員に関する非常連絡体制の確立を図り、災害に即応できる態勢を整備するため、 各班の連絡責任者、連絡系統について定め、最善の対策をとるよう配慮するものとし、概 ね次のとおり措置するものとする。

- ア 動員は、町長の命により各班長が行い、動員の状況を町長に報告する。
- イ 各班長は、別に定める緊急時職員動員計画表により要員の動員を実施する。緊急を要する場合は同時通報無線、職員用メール配信により一斉指令を実施する。
- **ウ** 動員について、各班に調整が必要な場合は、町長が行うものとする。
- エ 町は、動員時出勤可能な職員の確認を事前に行う。その際に携帯電話等を用い、参集途上 での情報収集等の職員初動マニュアルを作成する。
- オ 職員の配置基準は、南伊豆町災害対策本部設置規程(昭和35年規程第2号)によるもの とし、動員計画は資料編によるものとする。

(2)消防団員の動員

動員は原則として、消防団を統括する消防団長に対して行う。

(3) 警察官の応援動員要請

警察官の応援動員を必要とする場合は、下田警察署長に対し出動を要請する。

(4) 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請に関し必要な事項は「第 27 節 自衛隊派遣要請の要求計画」の定める ところによるものとする。

(5) 海上保安庁に対する支援要請

海上保安庁への支援要請に関し必要な事項は「第28節 海上保安庁に対する支援要請の要求計画」の定めるところによるものとする。

(6) 医療助産関係者の応援動員要請(従事命令を含む)

医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は「第13節 医療・助産計画」の定めるところによるものとする。

(7) 土木業者、建設業者及び技術者等の応援動員要請(従事命令を含む)

動員要請等を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿を参照して当該応援動員対象業者又は個人に直接もしくは当該業者の

所属する一般社団法人静岡県建設業協会等に対して行うものとする。

(8) 介護事業者及び介護士等の応援動員要請

要配慮者を支援するための動員要請等を行う場合は、介護事業者又は介護士等に対し行うものとする。

(9) 関係機関等への協力要請

災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、次のとおり職員の応援動員の要請等をするものとする。

ア 指定地方行政機関の長に対して行う派遣要請

次の事項を明らかにしたうえ派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

この他法第30条の規定に基づき、知事に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

- (7) 派遣のあっせんを求める理由
- (4) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

イ 県知事等応援の要請等

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を 示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする人員、資機材等
- (ウ) 応援を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他応援に対し必要な事項

ウ 他の市区町村長に対する応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市区町村に対し応援を求めるものとする。

また、「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

4 受入体制の確立

(1) すべての動員者の作業が効率的に行えるよう、動員者の受入体制に支障のないよう措置

するものとする。

- (2) 動員により応援を受ける場合は、動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。
- (3) 庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウト の工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。 その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。
- (4) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用 方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第4節 通信情報計画

1 主旨

町、県並びに防災関係機関との通信系統及び町の実施すべき事項を明らかにして情報連絡が 円滑に行われるよう措置することを目的とする。

2 実施事項

(1) 気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知

避難情報に関するガイドラインに基づき、県(災害対策本部)から通知される気象等情報の受理は、町災害対策本部(災害対策本部設置前においては、町警戒本部、もしくは総務課防災室)において受理する。

受信した気象等情報については、同時通報用無線、広報車等により町民に周知するものとし、可能な限り高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。

特に、気象等の特別警報及び特別警報に位置づけられる大津波警報について通知を受けたときは、直ちに防災行政無線及び広報車等により住民へ周知する。

(2) 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等 を県に準じあらかじめ定めておくものとする。なお、災害発生直後においては、災害の規 模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。

地域派遣職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・ 伝達責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集に当たるものとする。また、危険 の切迫性に応じて避難情報等の伝達文の内容を工夫すると共に、避難情報等については、 災害情報共有システム (Lアラート) の活用など町民の積極的な避難行動の喚起に努めるも のとする。

ア 被害状況

- イ 避難の指示又は警戒区域設定状況
- ウ 生活必需物資の在庫及び供給状況
- エ 物資の価格、役務の対価動向

- オ 金銭債務処理状況及び金融動向
- カ 避難所の設置状況
- キ 避難生活の状況
- ク 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- ケ 応急給水状況
- コ 観光客等の状況

(3)情報収集方法等

災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、県総合防災情報支援システム及び防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。 特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、県警察 等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

ア 職員派遣による収集

災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を 収集する。

イ 自主防災組織等を通じての収集

自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

ウ 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上 の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

(4) 水防予警報の収集及び伝達

「IV 風水害対策編 第3章 災害応急対策計画」に定めるところによる。

(5) 異常現象発見の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象(著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降 雹、頻発地震、異常潮位、異常波浪等)を発見した者は、その概況を遅滞なく町又は交番・ 駐在所に通報するものとする。

(6) 県等への報告・要請

災害発生後に適宜、定められた様式・手順により、被害速報(随時)及び定時報告、確定報告を県に報告するとともに、「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行う。

ア 県への報告

災害時の情報は、県防災行政無線、加入電話等をもって随時及び定時に報告する。

(7) 被害速報(随時)

町長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、静岡県地域防災計画資料編(以下この節において「県資料編」という。)(7-1)に定める《被害程度の認定基準》に基づき、県資料編(7-2)《被害速報(随時)》により賀茂方面本部長(賀茂地域局長)を経て、県本部長(知事)に報告する。

また町長は、119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し、賀茂方面本部長(賀茂地域局長)に報告する。

ただし、賀茂方面本部長(賀茂地域局長)に連絡がつかない場合は県本部長(知事) に、県本部長(知事)に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に連絡する。なお、連絡が つき次第、県本部長(知事)及び賀茂方面本部長(賀茂地域局長)にも報告する。

(4) 定時報告

町長は、県資料編 (7-3) ≪被害状況集計表≫により、賀茂方面本部長 (賀茂地域局長) に定時の被害状況を報告する。

町長は災害発生の都度定められる時間には、可能な限り最新の被害状況を県資料編(7-4) ≪災害定時及び確定報告書≫により把握しておくものとする。

(ウ) 確定報告

町長は、被害状況確定後速やかに県資料編(7-4)≪災害定時及び確定報告書≫により 賀茂方面本部長(賀茂地域局長)を経由して、県本部長(知事)に文書をもって報告す るものとする。

(エ) 知事に対する要請

知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して 要請する。

イ 内閣総理大臣に対する報告

- (ア) 法第53条第1項の規定に基づき、町が県に報告できない場合に内閣総理大臣に報告すべき災害は、
 - (a) 町が災害対策本部を設置した災害
 - (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認め られる程度の災害
 - (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害のいずれかである。
- (4) 大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には迅速な情報の収集・ 伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。 交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生しまたは 発生するおそれのある場合には、当該災害等(以下「特定事故災害等」という。)が発生 したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。把握できる範囲内で第一報を行った後は、 被害等の状況(特に死傷者の数)の判明又は災害等の状況の変化にしたがい、逐次、第 二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。
- (ウ) なお、内閣総理大臣への報告は、県から消防庁に報告すれば足りるものであり、消防 庁が内閣府(内閣総理大臣)へ報告することとされている。また、中央防災会議へは、 内閣総理大臣から通報することとされているところである。
- (エ) 報告基準は次の基準に該当するものとする。
 - (a) 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - (b) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - (c) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの
 - (d) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

- (e) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると 認められるもの
- (f) 「火災・災害等即報要領」で定める「速報基準」に該当するもの

ウ 消防庁に対する報告

県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、町内で震度5強以上を記録した場合(被害の有無を問わない。)には、町から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県にも報告する。情報及び要請すべき事項の主なものは、①緊急要請事項、②被害状況、③町の災害応急対策実施状況、とする。

消防機関への通報が殺到した場合及び町内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、町は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。

(消防庁応急対策室)

		地域衛星通信 ネットワーク	消防防災無線	NTT有線
平日	電 話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
(9:30~18:15)	FAX	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電 話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

(7) 災害の被害等の情報の収集及び伝達

事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に突発的である場合には、当面「第31節 突発的災害に係る応急対策計画」により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

ア 警察からの収集及び伝達

- (ア) 災害状況を知るため警察から情報を収集する。
- (4) 警察署長は災害情報を警察本部長に報告するとともに、当該災害発生場所を管轄区域とする町長に通報する。

(8) 南伊豆町防災会議に対する報告

必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について防災会議に報告するものとする。

(9)被害の調査

被害状況の調査に当たっては調査担当員を現地に派遣し、関係機関の協力を得て調査を 実施するとともに、り災台帳を作成整備し、必要があるときは、り災証明書を発行する。

3 情報伝達手段及び通信系統

災害が発生し、若しくは発生するおそれのある場合における必要な情報の収集又は通報のため、次の手段を有効に活用して行う。

なお連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための

収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

(1) 防災行政無線

町と県間、町と自主防災会間の情報伝達に用いる。

(2) 県総合防災情報システム

町と県間の情報伝達に用いる。

(3) その他の無線及び有線電話等

同時通報用無線、消防無線、有線電話、インターネットメール、町民メール配信サービス、エリアメール (緊急速報メール) 等を用いて情報の伝達を行う。

また、個人が使用しているアマチュア無線等についても、情報伝達の手段として、協力 を要請する。

(4) 報道機関への協力要請による伝達

町民等に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。

(5) 自主防災組織を通じての連絡

主として町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。

(6) 広報車等の活用

4 通信施設の利用方法

(1) 同時通報用無線の活用

災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときは、同時通報用無線を活用し町民に 情報の周知徹底を図る。

(2) 非常通信の利用

東海地方非常通信協議会加盟無線局(静岡県分)、加盟機関は県資料編(8-7-1)のとおりである。

ア 要請の時期

一般加入電話が利用できないとき

イ 要請の方法

最寄りの無線局又は東海地方非常通信協議会(東海総合通信局無線通信部陸上課)に要請する。

第5節 災害広報計画

1 主旨

災害時において、町民に正しい情報を正確かつ迅速に提供して人心の安定を図るとともに、 各報道機関、県広報組織との協力体制を定め広報活動の万全を期することを目的とする。その 際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。住民等から の問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

2 広報の内容等

災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」(以下「情報広報実施要領」という。)等に基づき、避難地の町民及びその他の者に対し次の内容の広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通情報等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施するものとする。文案及び優先順位をあらかじめ要領に定め、町民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

- (1) 気象、地象、水象に関する情報
- (2) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起
- (3) 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等の被害状況及び復旧見込み
- (4) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (5) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (6) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (7) その他人心安定及び社会秩序保持のための必要事項

3 広報方法

(1) 連絡の協調、情報の収集及び取材

- ア 企画広報班は他の班及び県との連絡を密にし、災害情報及び被害情報を迅速、正確に収集して通報発表の体制を整え、同時通報用無線(戸別受信機を含む。)、有線放送、町メール配信サービス、広報車等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。
- イ 企画広報班は、地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム (Lアラート) を介したメディアの活用を図る。
- **ウ** 企画広報班は、被災地の状況を写真などで取材するものとする。
- エ 停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。
- (2)報道機関に対する協力

ア 報道対応責任者

町(町災害対策本部)が報道機関に対応する場合の総括責任者は、本部長又は本部長が 指名した者とする。

イ 情報発表方法

報道機関に対する正式情報の発表は、原則として記者会見をもって行う。

4 広報機関の活用

(1) 町(町災害対策本部)が災害応急対策上必要な事項を町民に対して周知する場合は、次に掲げる各種の媒体を活用して行う。

ア 印刷媒体

- 広報みなみいず
- ポスター・チラシ等
- · 町内回覧文書

イ 視聴覚媒体

・ラジオ放送 NHK SBS (静岡放送)

K・MIX(静岡エフエム放送)

・テレビ放送 NHK SBS (静岡放送テレビ)

SUT (テレビ静岡) SATV (静岡朝日テレビ)

県を通じて

依頼する。

SDT(静岡第一テレビ)

• 有線放送

• 同時通報用無線

- ・インターネット(県、市町の公式ホームページ、「静岡県 防災」Twitter、Facebook等)
- ・町メール配信サービス

ウ 自動車による広報

被災地に対して現地広報を行う場合には、町有の広報車にて実施する。ただし被災地が 広範囲な場合には必要に応じ関係各機関の応援を得て実施する。

(2) 外部機関からの広報事項の受領

町(町災害対策本部)は、外部機関から災害対策に関する事項について、町の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用するものとする。町以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議するものとする。

(3) 外部機関からの連絡

町(町災害対策本部)は、町以外の機関からの災害対策上必要な広報事項を受領した場合は、必要な広報手段を講じなければならない。

(4)報道機関からの災害記録写真の収集

町(町災害対策本部)が災害記録を収集しようとする場合、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。

5 経費負担区分

- **ア** 町がラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は放送依頼時において、その都度 協議して定める。
- **イ** 外部機関からの広報事項を受領した場合の経費は、受領時においてその都度協議して定める。
- ウ 報道機関から災害記録写真を収集する場合に要する経費は、町が負担するものとする。

6 被災者の安否に関する情報の提供等

町は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。

また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県及び警察等と連携し、氏名等 の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、 名簿の作成等を行う。

第6節 災害救助法の適用計画

1 主旨

「災害救助法」に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

2 災害救助法の適用基準

「災害救助法」の適用基準は、「災害救助法施行令」第1条の定めるところによるが、町において具体的に「災害救助法」適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 町区域内において、40世帯以上の住家が滅失したとき
- (2) 県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、町区域内において 20世帯以上の住家が滅失したとき
- (3) 県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した 地域に発生したものである等り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であ って、多数の世帯の住家が滅失したとき
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき

3 被害世帯の算定基準

(1)被害世帯の算定

前記 $2 \, o(1) \sim (3)$ に規定する住家が滅失した世帯の算定に当っては、住家が半壊し、 又は半焼する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により 一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもってそれぞれ住家の滅失 した 1 世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 滅失(全壊・全焼・流出)

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、 埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用すること が困難なもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。

- (7) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に 達した程度のもの。
- (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家 の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 半壊・半焼

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。

- (7) 損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの
- (4) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の 損害割合が 20%以上 50%未満のもの

- ウ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態となったもの。
 - (7) 前記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの
 - (4) 土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれもって1住家として取り扱う。

4 災害救助法の適用手続

(1) 町の報告

町は、町区域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を、賀茂方面本部を経由して県に報告する。

(2) 県における適用手続き

知事は、町からの報告又は要請に基づき、「災害救助法」を適用する必要があると認めた ときは、「災害救助法」の適用等について町に通知するものとする。

5 災害救助法事務

- (1) 災害救助法施行細則(昭和38年静岡県規則第25号)に基づき、次に掲げる救助を実施する。
- ア 収容施設(応急仮設住宅を除く。)の供与
- **イ** 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ り災者の救出
- カ り災住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 遺体の捜索
- コ 遺体の措置
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及 ぼしているものの除去

(2) 災害救助法費用限度額

費用限度額は資料編による。

6 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない小災害の場合には、被災状況により町長の責任において救助を実施する。また、県被災者生活再建支援助成制度の対象となる世帯がある場合には、速やかに所定の対応を図るものとする。

第7節 避難救出計画

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、町長は防災関連機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に 状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、 建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、町は適切な措置を講 じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防火活動に参加することを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認められる場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

ア 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等 に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報 (警報級の可能性)※1 (気象庁が発表)		・防災気象情報等の最新情報に注 意するなど、災害への心構えを 高める。

警戒レベル2	大雨注意報•	• 氾濫注意情報	・ハザードマップ等により自宅・
	洪水注意報・ 高潮注意報 (警報に切り 替える可能性 に言及されて いないもの) (気象庁が発 表)	・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(注意)	施設等の災害リスク、避難地や 避難経路、避難のタイミング等 を再確認するとともに、避難情 報の把握手段を再確認・注意す るなど、避難に備え自らの避難 行動を確認する。
警戒 レベル 3	高齢者等避難 (町長が発 令)	・氾濫警報・洪水キキの危険・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	た険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難 (立ち退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、直難が望ましたりである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒 レベル 4	避難指示 (町長が発 令)	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル(洪 水警報の危険度分 布)(危険) ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル(大 雨警報(土砂災 害)の危険度分 布)(危険) ・高潮特別警報※3 ・高潮警報※3	た険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行う。
警戒 レベル 5	緊急安全確保 (町長が発 令)	・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報 ・(大雨特別警報 ・(大雨特別警報 ・(大雨特別警報 ・(土砂災害)) ※4 ・洪水キタル (洪水キッの危頃 ・土砂キキクル (大下ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	命の危険、直ちに安全確保 ・避難地へ立退き避難することが かえって危険である場合、緊急 安全確保する。ただし、災害発 生・切迫の状況で、本行動を安 全にとることができるとは限ら ず、また本行動をとったとして も身の安全を確保できるとは限 らないことに留意する。

・浸水キキクル(大	
雨警報(浸水害)	
の危険度分布)	
(災害切迫)	
・高潮氾濫発生情報	
※ 5	

- 注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発 令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。
- 注2 町長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意する とともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を とりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- 注3 町長が発令する避難情報は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。
- 注4 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、県が提供する土砂災害危険度をより 詳しく示した情報をまとめて、「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。
- 注5 「早期注意情報(警報級の可能性)」は、5日先までの警報級の減少の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(静岡県)で発表される。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
- 注6 ※2について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。
- 注7 ※3の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生する おそれがあると予想されたときに発表され、危険な場所からの避難が必要とされるため、ま た、高潮特別警報は、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が 発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表されるため、両方が警戒レベル4相 当情報に位置付けられている。
- 注8 ※4の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している 蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土 砂災害〕として運用する。ただし、町長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては 用いない。
- 注9 ※5の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において県知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短期間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動していては安全に立退き避難ができないおそれがある。

イ 実施者

(7) 緊急安全確保、避難指示

(a) 町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認

めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに県知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する 事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整 窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき 業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあ げた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって行う(法第60条)。

- (b) 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)。
- (c) 警察官、海上保安官は、町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる(法第61条)。
- (d) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、 警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる(自衛隊法第94条)。
- (e) 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる(水防法第29条)。
- (f) 町長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- (g) 町長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

(イ) 「高齢者等避難」の発令・伝達

町長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難 情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

町長等は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線(同報系、戸別受信機を含む。)、広報車、Lアラート(災害情報共有システム)、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

(3) 避難者の誘導等

ア町

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、町は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、災害の概要)その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

ウ 避難路の確保

県、県警察、町及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

警察官、海上保安官又は自衛官は法第63条第2項、第3項の規定により町長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を町長に通知する。

知事は、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第73条第1項の規定により町長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

2 被災者の救助

(1) 基本方針

- ア 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、町長が行 うことを原則とする。
- イ 県及び町は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。
- **ウ** 町は、関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- エ 自主防災組織、事業所等及び町民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- オ 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 実施主体(町) と実施内容

ア 平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについ

ても十分検討し、準備を整えておく。

- イ 職員を動員し負傷者等を救出する。
- ウ 町長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊 に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。
- エ 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から 救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。
- オ 町長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。
 - (ア) 応援を必要とする理由
 - (イ) 応援を必要とする人員、資機材等
 - (ウ) 応援を必要とする場所
 - (エ) 応援を必要とする期間
 - (オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

(3) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

- ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- イ 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- **ウ** 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。
- エ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。
- オ 救出活動を行うときは、可能な限り町、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその 指導を受けるものとする。

3 避難地への避難誘導・運営

(1) 避難地への町職員等の配置

町が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のための町職員(消防団員含む。)を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

(2) 地震災害発生時における避難方法

災害の状況により異なるが原則として次により避難する。

ア 要避難地区で避難を要する場合

- (ア) 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域
 - (a) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力して あらかじめ定めた集合場所へ集合する。
 - (b) 自主防災組織及び事業所等の防災組織(以下「自主防災組織等」という。)は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。
 - (c) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災 組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難

する。

- (d) 一時避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災 組織等の単位ごとに町職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避 難路を経て広域避難地へ避難する。
- (4) 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

イ その他の区域で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺 の安全な場所等へ自主的に避難する。

(3) 幹線避難路の確保

町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

(4) 避難地における業務

- ア 要請等により避難地に配置された町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。
 - (7) 火災等の危険の状況に関する情報の収集
 - (イ) 地震等に関する情報の伝達
 - (ウ) 避難者の把握(避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等)
 - (エ) 必要な応急救護
 - (オ) 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動
- **イ** 町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急 救護に協力するものとする。

4 避難所の開設・運営等

町長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、町が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

県は町を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。

(1) 避難所の開設

ア町

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

イ県

町から要請があった場合は、県内の他の市町への応援の指示、全国知事会等への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講じる。

また、町から避難所を開設した旨報告があった場合には、その情報を国に共有するよう 努めるものとする。

(2) 避難所の管理、運営

町は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

ア 避難受入れ対象者

- (7) 災害によって現に被害を受けた者
 - ・住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - ・現に災害を受けた者であること
- (4) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ・避難指示が発せられた場合
 - ・避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (ウ) その他避難が必要と認められる場合

イ 避難所の管理、運営の留意点

町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (ア) 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で 生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告
- (4) 混乱防止のための避難者の心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

- (ウ) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (x) 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面 必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握
- (オ) 避難行動要支援者への配慮
- (カ) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施
- (*) 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペース の確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施
- (ク) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文 化等の違いへの配慮
- (ケ) 相談窓口の設置(女性指導員の配置)
- (コ) 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮
- (サ) 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への 配慮
- (シ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (ス) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による 配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確 保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
- (t) 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DV の発生を防止するための 女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・ 更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DV に係る注意喚起のため ポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携 による相談窓口情報の提供
- (ツ) ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
- (タ) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること
- (f) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO,ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
- (ツ) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当 部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施

(3) 避難所の早期解消のための取組等

町は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、町は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の 団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進 するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、県、町、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

5 災害救助法に基づく県の実施事項

(1)避難所の設置

ア 設置基準

- ・原則として学校、公民館等既存建物を使用する。
- ・既存建物で不足する場合は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。

イ 費用の限度

資料編のとおり

ウ 実施期間

- ・災害発生の日から7日以内
- ・ただし、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長をすることができる。

(2) り災者の救出

ア 実施基準

・災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救 出する。

イ 費用の限度

・救出に必要な機械器具等の借上代等実費

ウ 実施期間

- ・災害発生の日から3日以内
- ・ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間の延長をすることができる。

6 町長の要求、要請に基づく県の実施事項

(1) 町長の要求に基づく県の実施事項

- ・当該町外の既存施設を避難所とする場合のあっせん
- ・当該町内の既存施設を避難所とする場合の強制使用
- 自衛隊の派遣要請
- ・海上保安庁に対する支援要請
- ・消防団の応援動員要請

(2) 町長の要請事項

- ・町長は自ら避難、救出を行うことが困難な場合は、下記事項を明らかにして知事に応援を 要請する。
- ・町は、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広 域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制に努めるものとする。

区分	内容
	ア 避難希望地域
	イ 避難を要する人数
避難の場合	ウ 避難期間
	工 輸送手段
	オ その他必要事項(災害発生原因)
	ア 救出を要する人数
救出の場合	イ 周囲の状況(詳細に記入のこと)
	ウ その他必要事項(災害発生原因)

- ・町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食材、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- ・町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- ・町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を 速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有 するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(3) 町長の県管理施設の利用

町長は、避難所の開設に際し、地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができるものとする。

7 避難行動要支援者への支援

町は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続 した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(ア) 安否確認・避難誘導

町は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅

速な安否確認等が行われるように努める。

また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、県及び町は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、 保護に努める。

(イ) 被災状況の把握

町は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入居者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

イ 福祉ニーズの把握

町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、 福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2)被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。

ア 在宅福祉サービスの継続的提供

町は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

町は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本 人の意思を尊重した上で、福祉避難所(二次的な避難施設)への避難及び社会福祉施設等 への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

ウ 広域支援体制の確立

県は、町等を通じて、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣都県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災町等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行われるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

8 広域避難・広域一時滞在

・町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町区域外への広域的な

避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができるものとする。

- ・県及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、町は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- ・県及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、 他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在 における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災 害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- ・県及び町は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを 定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよ う努めるものとする。
- ・県及び町は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「政府本部」という。)、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

(1) 県内市町への避難

ア 被災市町

- ・県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。
- ・広域避難を行う際は、自治組織などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように 配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努 める。

イ 受入市町

- ・広域避難を受入れる場合は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。
- ・市町は、避難場所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定める など、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定してお くよう努める。

ウー県

被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力(施設数、施設概要等)の助言を行う。

(2) 県外への避難

ア 被災市町

・他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。

・広域避難を行う際は、自治組織などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように 配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供で きる体制の整備に努める。

イ県

被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全 国知事会の災害相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者 を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

第8節 愛玩動物救護計画

1 主旨

災害により、在宅からの退去、避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における 管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう、町、飼い主等の実施事項を定める。

2 同行避難動物への対応

(1) 県の対応

避難所でのペットの飼育・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、 避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、町、ボランティア、関係機関等に災害対策 に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備 を図る。

(2) 町の対応

「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。

(3) 飼い主の対応

- **ア** 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に 慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。
- **イ** 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生 虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。
- **ウ** 処方薬 (療法食含む)、ペットフード・水 (少なくとも5日分、できれば7日分以上)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。
- **エ** 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。

3 放浪動物への対応

(1) 県の対応

町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、 譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。

(2) 町の対応

ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。

- **イ** 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。
- **ウ** 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。
- エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。
- オ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。

(3) 飼い主の対応

- **ア** 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の 連絡先等を明らかにする。
- イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。
- ※ 同行避難:災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第9節 食料供給計画

1 主旨

この計画は、災害により日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、町の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する 者のニーズの把握やアセスメント(情報の評価・分析)の実施、食物アレルギーに配慮した食 料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

2 実施主体と実施内容

(1) 応急食料の確保計画量

県及び町は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

(2) 町

- ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。
- イ 応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。町長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。
 - (7) 調達又はあっせんを必要とする理由
 - (4) 必要な食料の品目及び数量
 - (ウ) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
 - (エ) 連絡課及び連絡責任者

- (オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (九) 経費負担区分
- (*) その他参考となる事項
- ウ 応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組 織の協力を求め公平の維持に努める。
- エ 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品 提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。

(3) 町民及び自主防災組織

- ア 応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに町民相互の助け合いによって可能な限り まかなうものとし、これによってまかなえない場合は町に供給を要請する。
- **イ** 自主防災組織は町が行う応急食料の配分に協力する。
- ウ 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

3 災害救助法に基づく町の実施事項

- (1) 食料給与の対象者
- ア 避難所に避難した者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない 者
- ウ 宿泊施設等の利用者、一般家庭の来訪客等
- エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で食料品をそう 失し、持ち合わせがない者

(2) 対象品目

ア主食

米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食

イ 副食(調味料を含む)

(3) 対象経費

- ア 主食費
 - (7) 米穀販売業者及び関東農政局静岡農政事務所等から購入した米穀
 - (4) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等
 - (ウ) 小売・製造業者等から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等
- イ 副食費 (調味料を含む)
- ウ燃料費
- 工 雑費
 - (ア) 器物 (炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等) の使用謝金又は借上料
 - (4) アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使い捨て食器等の購入費

(4)費用の限度

資料編のとおり

(5) 実施期間

災害発生の日から7日以内

ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、県を通して内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間の延長をすることができる。

4 交通、通信が途絶して町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、町長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

第10節 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画

1 主旨

災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資(以下この節において「物資」という。)及び燃料を確保するため、町の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの 違いに配慮するものとする。

2 実施主体と実施内容

(1) 応急の確保計画量

県及び町は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

(2) 町

- ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。
- **イ** 物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。

これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。町長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。

- (7) 調達又はあっせんを必要とする理由
- (イ) 必要な物資の品目及び数量
- (ウ) 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- (エ) 連絡課及び連絡責任者
- (オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (九) 経費負担区分
- (*) その他参考となる事項
- **ウ** 物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。
- エ 町は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。
- オ 町長は、炊き出しに必要とするLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を

示して県に調達のあっせんを要請する。

- **(7)** 必要なLPガスの量
- (4) 必要な器具の種類及び個数

(3) 町民及び自主防災組織

- ア 物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに町民相互の助け合いによって可能な限りまか なうものとし、これによってまかなえない場合は町に供給を要請する。
- **イ** 自主防災組織は、町が行う物資の配分に協力する。
- ウ 地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等を確保するものとする。

3 災害救助法に基づく町の実施事項

(1) 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水もしくは船舶の遭難等により生活上 必要な衣服、寝具、その他日用品等を亡失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難 な者。

(2) 対象品目

ア 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ 日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

ウ 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等

工 光熱材料

マッチ、LPガス等

(3)費用の限度

資料編のとおり

(4) 給(貸) 与の期間

災害発生の日から10日以内。

ただし、県を通して内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間の延長をすることができる。

4 衣料、生活必需品、その他物資調達給与(貸与)の方法

(1) 衣料、生活必需品、その他物資調達の方法

ア 衣料、生活必需品等の調達の方法

衣料等は、町が供給協定を締結した業者より調達し、費用限度額に基づき、り災状態、物資の種類、数量等を勘案して実施する。

イ 輸送措置

調達した衣料等の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するもの とするが、当該業者において措置できないときは「第20節 輸送計画」に基づき町が措置 するものとする。

(2) 衣料、生活必需品等の給与(貸与)の方法

ア 実施者

衣料、生活必需品等の給与(貸与)を実施する場合、町長は災害対策本部より責任者を 指名し、各現場にそれぞれ現場責任者をおき、責任者は配分の適正円滑を期するため万全 の措置を講じ、遺漏なきようにするものとする。

イ 給与(貸与)の方法

責任者は、衣料品、生活必需品等の給与(貸与)に際し、物資配分計画を作成し実施するものとする。

ウ 集積場所

調達した衣料、生活必需品等及び災害援助物資等については、あらかじめ定めておいた 場所に集積する。

第11節 給水計画

1 主旨

災害により、現に飲用に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するため、町、住民及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。

2 実施主体と実施内容

(1) 町

- ア 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。 その際、高齢者等または傾斜地などで給水所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民 にも配慮するよう努めるものとする。
- **イ** 町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんを要請する。
 - (ア) 給水を必要とする人員
 - (イ) 給水を必要とする期間及び給水量
 - (ウ) 給水する場所
 - (エ) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - (オ) 給水車両のみ借上げの場合は、その必要台数
 - (カ) その他必要事項
- ウ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- エ 地震発生後約8日以内を目途に仮設共用柱等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給 するよう努める。
 - (ア) 飲料水の供給を受ける者 災害のため現に飲料水を得ることができない者

(イ) 飲料水の供給量

大人1人1日最小限おおむね3リットル

(ウ) 飲料水の供給期限

災害発生の日から7日以内

ただし、県を通して内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

(2) 町民及び自主防災組織

- ア 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。
- イ 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び町の応急給水により飲料水を確保する。
- ウ 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特 に衛生上の注意を払う。
- エ 町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

第 12 節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び 住宅応急修理計画

1 主旨

町は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策(被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定)を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急的な住宅を提供し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、町の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置することを目的とする。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

2 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

(1) 町

ア 建築物

- (ア) 町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物 応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。
- (4) 併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じ

て県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応 急危険度判定を実施する。

イ 宅地等

町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

(2) 町民

- ア 町民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認する とともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。
- **イ** 町民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2) 町の実施事項

ア 被害状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活 世帯等を把握する。

イ 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

ウ 応急仮設住宅の確保

- (ア) 建設型応急住宅の建設
 - (a) 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。
 - (b) 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。
- (イ) 賃貸型応急住宅の借上げ

借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。

エ 応急仮設住宅の管理運営

- (ア) 応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。
- (4) その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・ 運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。

オ 応急住宅の入居者の認定

- (ア) 避難所生活世帯に対する入居意向調査を実施する。
- (4) 入居者の認定を町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。

カ 町営住宅等の一時入居

町営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

キ 応急住宅の管理

- (ア) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応 急住宅ごとに入居者名簿を作成する。
- (4) 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

ク 住宅の応急修理

建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

ケ 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

(ア) 町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機 材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

応急仮設住宅の場合	a	被害世帯数(全焼、全壊、流失)
	b	設置を必要とする住宅の戸数
	С	調達を必要とする資機材の品名及び数量
	d	派遣を必要とする建築業者及び人数
	е	連絡責任者
	f	その他参考となる事項
住宅応急修理の場合	a	被害世帯数(半焼、半壊)
	b	修理を必要とする住宅の戸数
	С	修理に必要な資機材の品目及び数量
	d	派遣を必要とする建築業者及び人数
	е	連絡責任者
	f	その他参考となる事項

(イ) 町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

コ 住居等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な 救援活動を行う。なお、町長は、町のみによって対応できないときは、次の事項を示して 知事に応援を要請する。

- (ア) 除去を必要とする住家戸数(半壊、床上浸水別)
- (イ) 除去に必要な人員
- (ウ) 除去に必要な期間
- (エ) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (オ) 除去した障害物の集積場所の有無

4 災害救助法に基づく町の実施事項

- (1) 応急仮設住宅設置
- ア 入居対象者

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を 得ることができない者

イ 規模及び経費

資料編のとおり

ウ 整備開始期間

災害発生の日から 20 日以内。ただし、事前に県を通して内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

エ その他

供与、維持管理、処分及び手続き等知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づ く「応急仮設住宅設置要領」による。

(2) 住宅応急修理

ア 修理対象者

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力で は応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難 である程度に住家が半壊した者

イ 規模及び経費

資料編のとおり

ウ 修理期間

災害発生の日から3か月以内。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内。

エ その他

知事から委任を受けて修理を行うときは災害救助法に基づく「住宅の応急修理要領」に よる。

5 実施方法

(1) 入居者・修理者の選考

- ア 住宅の仮設及び修理対象者の選考は民生・建設班が担当する。
- **イ** 選考事務の公正を期するため必要に応じ選考委員会を設置し、その都度町長が任命する ものとする。
- ウ 選考に当たっては、り災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民 生委員の意見を徴する等、公平な選考に努めるものとする。

工 選考基準

- (7) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (イ) 特定の資産のない失業者
- (ウ) 特定の資産のないひとり親世帯
- (エ) 特定の資産のない高齢者・病弱者・障害のある人の世帯
- (オ) 特定の資産のない勤労者
- (力) 特定の資産のない中小企業者

(キ) 前各号に準ずる経済的弱者

(2) 仮設・修理方法

ア 実施者

住宅の仮設及び応急修理の施行は、民生・建設班が担当する。工事の施工は原則として工 事請負により行うものとする。

イ 住宅の規模・構造等

設置数、規模、構造単価及び修理方法等については、災害救助法の実施基準により行うものとする。

ウ 仮設住宅建設用地の配慮

仮設住宅の建設用地については、飲料水・交通・教育等の便を考慮し選定するものとする。 町有地に適地がなく私有地に建設する場合は、所有者と町との賃貸借契約(契約期間2ヵ年)締結後工事に着手するものとする。

工 建設資材、労務者等

(ア) 建設資材の調達

建設資材の調達については、「資料編 建設業者一覧表」により措置するものとする。

(イ) 建設業者の動員

技術者、労働者等の動員については、「資料編 建設業者一覧表」により措置するものとする。

(ウ) 建設機械等の借上

建設土木機械の借り上げは、「資料編 建設業者一覧表」により措置するものとする。

オ 建設資材の輸送措置

調達した建設資材等の輸送は、原則として物資発注先の業者等に依頼するものとするが 当該発注先業者等において措置できないときは「第20節 輸送計画」に基づき措置するもの とする。

6 災害復旧用材(国有林材)の供給及び県有林材の活用

関東森林管理局は、災害復旧用材(国有林材)の供給を特別措置により、知事、町長等からの要請で行う。

7 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するとともに応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

8 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

9 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、 消防法第17条の規定は、適用しない。

(2) 町長の措置

- ア 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設 の設置及び維持に関する基準を定める。
- イ 応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置。

第13節 医療・助産計画

1 主旨

災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、町の実施事項を定め、 医療・助産に支障のないよう措置することを目的とする。

2 基本方針

- (1) 町は、町域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
- (2) 町は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
- (3) 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け(以下「トリアージ」という。)を行い、効率的な活動に努めるものとする。
- (4) 町は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救護医療情報 システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
- (5) 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、 必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボ ランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- (6) 町は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

3 救護所、救護病院及び災害拠点病院

(1) 救護所

ア設置

町は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。

イ活動

- (7) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別 (トリアージ)
- (4) 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置
- (ウ) 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配

- (エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配
- (オ) 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告
- (カ) その他必要な事項

(2) 救護病院

ア設置

町は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。

イ 活動

- (7) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)
- (イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ
- (ウ) 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配
- (エ) 死亡の確認及び遺体搬送の手配
- (オ) 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への受入状況等の報告
- (カ) その他必要な事項

4 実施主体と実施内容

(1) 町

あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。

- ア 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。
- イ 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。
- **ウ** 傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につ とめ、必要な調整を行う。
- エ 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。
- **オ** 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。
- **カ** 町長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、 知事にそのあっせんを要請するものとする。
 - (7) 必要な救護班数
 - (イ) 救護班の派遣場所
 - (ウ) その他必要事項(災害発生の原因)
 - ・被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。

(2) 町民及び自主防災組織

- ア 傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。
- **イ** 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

5 災害救助法に基づく町の実施事項

(1) 医療を受ける対象者

医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

(2) 助産を受ける対象者

- ア 災害のため助産の途を失った者
- イ 現に助産を要する状態の者
- ウ 災害発生の日の以前又は以降7日以内に分べんした者
- エ 被災者であると否とを問わない
- オ 本人の経済的能力の如何を問わない

(3) 医療助産の範囲

1 *** 7.0 = 1 = 1								
	医療		助産					
1 2	診療 薬剤又は治療材料の支給	1 2	分べんの介助 分べん前、分べん後の処置 脚形線 ガーゼ その他の海生社料の主染					
3 4 5	処置、手術その他治療及び施術 病院又は診療所への収容 看護	3	脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給					

(4) 実施期間

ア 医療

災害発生の日から 14 日以内とする。ただし、必要に応じ県を通して内閣総理大臣の同意 を得て、期間の延長をすることができる。

イ 助産

分べんした日から7日以内とする。ただし、必要に応じ県を通して内閣総理大臣の同意 を得て、期間の延長をすることができる。

(5)費用の限度

資料編のとおり

6 実施方法

災害時の医療活動は、医療防疫班を主体とし「南伊豆町医療救護計画」並びに賀茂医師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき実施するものとする。

(1) 医療関係団体

災害が発生した場合は、賀茂医師会等医療関係団体と緊密な連携をとり医療活動の万全 を期するものとする。

なお、医療関係団体一覧は資料編のとおりである。

(2) 救護班

ア 救護班編成等

医療活動を必要とする事態が発生した場合は、賀茂医師会等の協力を得て救護班を編成 し、医療救護を行うものとする。

班は、原則として医師、看護師、保健師、薬剤師、補助者、必要に応じて歯科医師をもって編成するものとする。

イ 救護班の派遣要請等

大規模な災害が発生し、町内の診療所における医療需要が増大し救護班の編成が困難な場合は、県に救護班の派遣要請を行い、必要な救護活動を実施する。

ウ 救護所の設置

救護班による医療活動を実施する場合は、被災地町民の最も利用しやすい学校、公民館等に医療救護所を開設し医療救護を行うものとする。救護所を開設する場合は関係地域住民に周知徹底を図るものとする。

(3) 医薬品の確保

医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医薬品及び衛生材料の調達については、 平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備して おくものとする。

7 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する医療施設については、 医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。

(2) 町長の措置

- ア 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設 の設置及び維持に関する基準を定める。
- イ 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置。

第14節 防疫計画

1 主旨

被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

2 町長の実施事項及び要請事項

(1) 実施事項

- ア 病原体に汚染された場所の消毒
- イ ねずみ属・昆虫等の駆除
- ウ 病原体に汚染された物件の消毒等
- エ 生活用水の供給
- オ 浸水地域の防疫活動の実施
- カ 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請
- キ 臨時予防接種の実施

(2) 要請事項

- ア 防疫薬剤の種類及び数量
- イ その他必要事項

3 実施方法

(1) 防疫班の編成

医療防疫班は、災害の状況によって数班を編成し、前項に定める実施事項を処理するものとする。

(2) 実施基準

被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する地域から優先実施するものとする。

- ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域
- イ 集団避難所
- ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

(3) 実施方法

ア 床下、庭 — 消石灰及びクレゾール液、乳剤散布 (被災地の自治会へ一括搬送し各家庭へ配布方を依頼するのもとする。)

- イ 汚染した溝、水たまり 一 クレゾール液散布
- ウ 汚染した井戸 ―――― 次亜塩素酸ナトリウム投入
- エ 毒劇物の取扱い ――― 回収及び流出飛散防止を図る
- オ その他 ――― 適宜必要な措置

(4)消毒機器及び薬品

消毒用機器及び薬品は農協等が所有しているものを借り上げるものとするが、不足の場合は賀茂健康福祉センター[(0558)24-2052]に連絡するものとする。

4 町民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。

5 関係団体の実施事項

飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、県及び町から要請があった場合は、 積極的に協力を行う。

第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画

1 主旨

被災地のごみ収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため町の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置することを目的とする。

2 基本方針

- (1) し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「南伊豆町災害廃棄物処理計画」に従って迅速・ 適切に処理する。
- (2) 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「南伊豆町災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適切に処理する。

- (3) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場 を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な 処理を行うものとする。
- (4) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

3 し尿処理

(1) 町

- ア 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。
- イ 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。
- **ウ** 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。
 - (ア) 処理対象物名及び数量
 - (4) 処理対象戸数
 - (ウ) 処理場の使用可否
 - (エ) 実施期間
 - (オ) その他必要事項
- エ 必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
- オ 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。
- (2) 町民及び自主防災組織
- ア 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。
- **イ** 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

4 廃棄物(生活系)処理

(1) 町

- ア 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。
- イ 収集体制を住民に広報する。
- **ウ** 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。
 - (ア) 処理対象物名及び数量
 - (4) 処理対象戸数
 - (ウ) 処理場の使用可否
 - (工) 実施期間
 - (オ) その他必要事項

エ 収集・処理に資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 自主防災組織

- ア 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。
- イ 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

(3) 住民

- ア ごみの分別、搬出については、町の指導に従う。
- イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

5 災害廃棄物処理

(1) 町

ア 災害廃棄物処理対策組織の設置

町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

イ 情報の収集

町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。

- (7) 家屋の被害棟数等の被災状況
- (イ) ごみ処理施設等の被災状況
- (ウ) 産業廃棄物処理施設等の被災状況
- (エ) 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- (オ) 仮置場、仮設処理場の確保状況

ウ 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

エ 仮置場、仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

オ 施設処理の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

カ 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。

キ 災害廃棄物の処理の実施

県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した町災害廃棄物処理計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。

ク 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

(2)企業

- ア 自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を 行う。
- **イ** 町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

(3) 町民

ア 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法にて搬出等を 行う。

イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

(2) 町長の措置

上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例 基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を 定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきこと を指示することができる。

第16節 遺体の捜索及び措置埋葬計画

1 主旨

災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の捜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、町の実施事項を定め、遺体の捜索、処理及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

2 基本方針

- (1) 町は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- (2)遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮 して定める。
- (3) 地域内の遺体の捜索及び措置は、町が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の捜索及び措置に協力する。
- (4) 町はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
- (5) 町は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。

3 実施主体と実施内容

(1) 町

ア 遺体の捜索

町職員、消防団員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録 する。

イ 遺体収容施設

(ア) 設置

町は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。

(イ) 活動

町は、遺体収容施設において次の活動を行う。

- (a) 警察の協力を得て遺体措置を行う。
- (b) 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。
- (c) 被災現場、救護所、救護病院(仮設救護病院)、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。
- (d) 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。
- (e) 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。

ウ 遺体の処置

町は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置(洗浄、縫合、消毒、一時保存)を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。

エ 広域火葬

大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼 して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように 遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬 計画に基づき火葬を行う。

オ 県への要請

町長は、遺体の捜索、措置、火葬について、町で対応できないときは、次の事項を明ら かにして県に対しあっせんを要請する。

- (7) 捜索、措置、火葬に必要な職員数
- (イ) 捜索が必要な地域
- (ウ) 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否
- (エ) 必要な輸送車両の台数
- (オ) 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量
- (カ) 広域火葬の応援が必要な遺体数

(2) 町民及び自主防災組織

行方不明者についての情報を、町に提供するよう努める。

4 災害救助法に基づく町の実施事項

(1) 遺体捜索対象者

行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡している者と推定される者

(2) 遺体の処理内容

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- イ 遺体の一時保存
- ウ検案
- エ 遺体の身元確認

(3) 埋葬対象者

- ア 災害時の混乱の際に死亡した者
- イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(4) 実施期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期間の延長が必要である場合は、県を通して内閣総理大臣の同意を得て、最小限度において延長できるものとする。

(5)費用の限度

資料編のとおり

5 実施方法

(1)遺体の捜索

遺体捜索は、警察の協力を得て、消防団員及び町職員により行うものとする。必要に応じて下田消防本部、下田海上保安部、自衛隊及び地元関係者に協力を要請し行うものとする。

捜索にあっては、単独行動を慎み組織に基づく作業班単位で行動し、常に警察等関係機 関と連携をとりながら実施する。

(2) 遺体を発見したときの措置

- ア 遺体は速やかに検視または検案を受け、身元が判明し遺族等の引取人があるときは速や かに引き渡すものとする。
- **イ** 身元が判明しない遺体または引取人がない遺体は速やかに遺体収容所に引き渡すものとする。この場合警察官は、死体見分調書を作成し、医師の検案書は必要に応じて作成するものとする。

(3) 遺体措置

遺体措置は医療防疫班が行う。

(4) 遺体収容

- ア 安置所は武道館を使用するものとするが、収容人員が多いときは、了解を得て付近の寺 院・広場・避難所等へ仮設するものとする。
- **イ** 遺体収容に当たっては、極力損傷を与えないよう丁重に扱うとともに、遺体に対し礼が 失われることのないよう注意する。

(5) 埋・火葬

ア 火葬

火葬は伊豆斎場組合において措置する。

イ 埋葬

火葬した遺骨は一時寺院に安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に 埋葬する。ただし、遺骨引取人がない場合は、町長が指定する墓地に仮埋葬する。

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

(1) 特例措置

政令で定める期間に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続きの特例が定められる。

第17節 障害物除去計画

1 主旨

災害により土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、町の 実施事項を定め、障害物除去に支障のないよう措置することを目的とする。

2 災害救助法に基づく町の実施事項

(1) 障害物除去の対象者

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を 及ぼしているものを、自らの資力をもってしてはそれらを除去することのできない者

(2) 実施期間

災害発生の日から10日以内。

ただし、必要に応じ県を通して内閣総理大臣の同意を得て、延長することができる。

(3)費用の限度

資料編のとおり

3 実施事項

(1) 町職員、消防団員、建設業者、自衛隊、自主防災組織等を対象とし、被害の状況に応じ 適宜動員及び動員要請するものとする。

(2) 除去用車両の調達

「第20節 輸送計画」の定めるところにより措置する。

(3)除去作業用機械器具の調達

「資料編 建設業者一覧表」により措置するものとする。

(4) 集積場所

障害物の集積は、町民の日常生活に支障のない場所に一時的に集積するよう措置するものとする。

4 知事への要請

町長が、障害物除去計画について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。

- (1) 除去を必要とする住家世帯数(半壊、床上浸水別)
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 集積場所の有無

5 災害の拡大と二次災害の防止活動

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するため必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第18節 観光客避難輸送計画

1 主旨

町内旅館、民宿等、災害時に相当数の宿泊、滞在客があるものと想定し、特に観光客を対象 に一時的に安全な場所に避難させ保護することを目的とする。

2 実施方法

「第20節 輸送計画」により行う。

第19節 社会秩序維持計画

1 主旨

災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について町の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置する。

2 町民に対する呼びかけ

町長は、町の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、同時通報用無線及び広報車等を活用して呼びかけを実施する。

3 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも町の管轄区域内に所在 するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じる。

- (1) 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。
- (2) 特定物資の報告徴取、立入検査等
- (ア) 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

(4) 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。

4 県に対する要請

町長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は 広報の実施を要請する。

第20節 輸送計画

1 主旨

災害時における被災者並びに応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため、陸、 海、空の輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。

町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯槽設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

2 実施方法

(1) 陸上輸送

ア 町有車両の活用

全面的に町有車両を使用する。運転者不足の時は町職員の運転免許所有者をその者の属する班長と連絡協議のうえ優先使用できるものとする。

イ 運送業者車両の借上

民間保有営業用車両の協力により輸送を必要とする場合には、随時借上げるものとする。 また、町内で自動車の確保が困難な場合、又は輸送の都合上他の市町より調達することが 適当と認められたときは、県及び他の市町に協力を要請するものとする。

ウ 自衛隊の要請

「第3章 第27節 自衛隊派遣要請の要求計画」による。

エ その他の車両借上

町有車両による処置が困難な事態が生じた場合は、町内自家用車等を借上げるものとし、 状況に応じ現地において自家用車等の借上を行うものとする。

(2) 海上輸送

ア 海上自衛隊の艦艇

「第27節 自衛隊派遣要請の要求計画」により行うものとする。

イ 海上保安庁の船艇

「第28節 海上保安庁に対する支援要請の要求計画」により行うものとする。

ウ 民間船舶及び漁船

道路の施設が被災し、自動車による輸送が不可能となり、かつ大量の物資、資材の輸送を必要とするときは最寄りの漁協及び業者の協力を得て船舶の借上を行うものとする。なお、町で対応できない場合は知事に要請するものとする。

(3) 航空機による輸送

災害の状況により航空機による輸送が必要となったときは、町長が知事に対し、防災へ

リコプターの活用又は自衛隊による空輸についての災害派遣要請の要求を行うものとする。

3 災害救助法の規定による輸送の範囲

(1) 輸送の範囲

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産における輸送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救助用物資の輸送
- カ遺体の捜索
- キ 遺体の処理(埋葬を除く。)

ただし、特に必要な場合には事前に県を通して内閣総理大臣の同意を得て、上記以外についても輸送を実施することができる。

(2) 実施期間

前項の各救助の実施期間。ただし、事前に県を通して内閣総理大臣の同意を得て、必要 最小限度の期間を延長することができる。

(3)費用の限度

当該地域における通常の実費

第21節 交通応急対策計画

1 主旨

交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、県知事、道路管理者、県公安委員会等の実施 すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資 等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。

2 陸上交通の確保

(1) 陸上交通確保の基本方針

- ア 町は、主要道路の被害状況について県に報告を行う。
- イ 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる 場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

この場合は、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

ウ 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

ア 緊急地震速報を聞いたとき

- (ア) ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。
- (4) 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。
- (ウ) 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法によ

り道路状況を確認して道路の左側に停止すること。

イ 地震等が発生したとき

- (ア) 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。
 - (a) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - (b) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲 の状況に応じて行動すること。
 - (c) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (4) 避難のために車両を使用しないこと。
- (ウ) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間(以下「指定道路区間」という。)においても、同様とする。
 - (a) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - ① 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の 区間以外の場所
 - ② 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - (b) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、 緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - (c) 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けた ときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管 理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができな いときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむ を得ない限度において、車両等を破損することがあること。

(3) 道路管理者等の実施事項

ア 応急態勢の確立

道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。

イ 主要交通路等の確保

主要な道路、橋りょう及び港湾、漁港の実態を把握し、交通路の確保に努めるとともに、 災害発生の熊様により随時迂回路を設定する。

ウ 災害時における通行の禁止又は制限

(ア) 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。

ただし、町長は他の道路管理者が管理する道路、橋梁で、その管理者に通知するいと まのないときは、警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施するなど応急対策を 行うものとする。

- (イ) 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当な迂回路を道路標識をもって明示する。
- (ウ) 道路管理者は通行禁止及び制限を実施しようとするとき、又は実施したときは直ちに 下田警察署及び下田消防本部へ連絡するものとする。
- (x) 町長は、必要に応じて民間交通指導員会及び交通安全協会地区支部に要請し、交通の 指導、整理に対処するものとする。

エ 放置車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための 緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者(本節において「道路 管理者等」という。)は区間を定めて運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。 運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。

オ 道路の応急復旧

(ア) 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は当該道路の管理者とする。

(イ) 町長の責務

(a) 他の道路の管理者に対する通報

町長は、町内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

(b) 緊急の場合における応急復旧

町長は、事態が緊急を要し、当該道路管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

(c) 知事に対する応援要請

町長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。

(ウ) 仮設道路の設置

既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要を 生じた場合は、県及び町が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとす る。

力 経費負担区分

- (7) 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。
- (4) 緊急の場合における応急復旧の経費

町長が区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は当該道路

の管理者が負担するものとする。

(ウ) 仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費はその都度町は県と協議して、経費の負担 区分を定めるものとする。

(4) 県知事又は県公安委員会の実施事項

ア 災害時における交通の規制等

- (ア) 県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両(①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両)以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
- (イ) 県公安委員会(県警察)は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による 交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を 禁止する。
- (ウ) 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路 を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。
- (x) 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (オ) 県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。
- (カ) 県公安委員会は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報 センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ 秩序ある交通を確保する。

イ 警察官の措置命令等

- (ア) 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、 車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に 著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所 有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じること ができる。
- (4) (ア)による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。
- (ウ) 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、(ア)及び(イ)に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置

をとることができる。

- (x) 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用 緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、(ア)及び(イ)に定める必要な措置をとること を命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
- (オ) 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するため(ア)及び(イ)に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

ウ 除去障害物の処分

- (ア) 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する 協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。
- (4) 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。

エ 通行の禁止又は制限に係る標示

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置しなければならない。

オ 交通安全施設の復旧

県公安委員会は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の 応急復旧を行う。

カ 緊急通行車両の確認

- (ア) 県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両②の使用者からの申し出により、当該車両 が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。
- (イ) 確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を 交付する。

キ 緊急通行車両の事前届け出

- (ア) 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。
- (イ) 県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。
- (ウ) 事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認の ため必要な審査も省略される。

ク 交通の危険防止のための通行の禁止又は制限

- (ア) 警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。
- (4) 道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、 道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

3 海上交通の確保

(1)情報の収集

県は地方整備局、運輸局、海上保安庁、自衛隊、町、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、港湾施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、港内の状況等について情報の収集を行う。

(2) 海上交通の制限

- ア 海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、筏場が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講じる。
- **イ** 海上保安庁は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、 これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。
- ウ 海上保安庁は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。

(3) 海上交通確保の措置

ア 海上交通の調整

県は、海上保安庁等、防災関係機関と相互に連絡し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。

イ 港湾施設等の応急措置

港湾管理者等は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。

ウ 海上自衛隊及び海上保安庁等に対する支援要請

知事は、町又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の 確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、応援要請 があったときは、海上自衛隊、海上保安庁等に対し応援を要請する。

- エ 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じた時は、必要に応じ調査を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。
- オ 海上保安庁等は、航路標識が損壊又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、必要 な応急措置を講ずる。
- **カ** 海上保安庁は、警報の伝達、排出油の防除、危険物の保安、海難救助等の適切な措置を 講ずる。
- **キ** 海上保安庁は海上交通の安全確保等にかかる必要な措置を講ずる。

4 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。

第22節 応急教育計画

1 主旨

小学校・中学校(以下この章において「学校」という。)の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育

を実施するための概要を示す。

2 基本方針

- (1) 町教育委員会は、町立学校に対し、「南伊豆町学校安全教育目標」及び「学校の危機管理 マニュアル(災害安全)」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等 の円滑な実施をする。
- (2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、県に要請することができる。
- (3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (4) 中学生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急活動等に、可能な範囲で協力する。

3 計画の作成

(1) 災害応急対策

- ア 計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校 の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。
- **イ** 計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - (7) 学校の防災組織と教職員の任務
 - (イ) 教職員動員計画
 - (ウ) 情報連絡活動
 - (エ) 生徒等の安全確保のための措置
 - (オ) その他、「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策

(2) 応急教育

計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。

被害状況の把 握	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。
施設・設備の確保	・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 ・被害の状況により、必要に応じて町又は地域住民等の協力を求 める。
教育再開の決 定・連絡	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 ・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。
教育環境の整 備	・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の 実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備 に努める。
給食業務の再 開	・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や 給食の配送方法等について協議する。

学校が地域の 避難所となる 場合の対応	・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 ・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、町等と必要な協議を行う。
生徒等の心のケア	・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が 現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏ま え、学校の設置者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関 等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図る ための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 ・各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗 中傷等の予防に努める。

4 災害救助法に基づく町の実施事項

(1) 学用品の給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を亡失又はき損し、就 学上支障のある小学校児童、中学校生徒(特別支援学校の小学部児童、中学部生徒を含む。)

(2) 学用品の品目

- ア 教科書及び教材
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 実施期間

災害発生の日から

教科書(教材を含む) 1か月以内

文房具及び通学用品 15 日以内

ただし、県を通して内閣総理大臣の同意を得て、期間を延長することができる。

(4)費用の限度

資料編のとおり

3 実施方法

(1) 学用品給与の方法

- ア 給与の対象となる生徒、児童の人員数は、被災者名簿と当該学校における学籍名簿と照合し、被害別、学年別に正確に把握する。
- **イ** 小学校児童及び中学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とする。
- ウ 教科書は、学年別、学科目別、発行所別に調査集計し購入配分する。
- エ 通学用品、文房具は被害状況別、小中学校別に学用品購入(配分)計画表を作成し、これにより購入配分する。
- オ 給与品目は、各人の被害状況程度等実情に応じ特定品目に重点をおくことも差し支えない。
- **カ** 教材は、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ 給与する。

(2) 学用品の調達

学用品等のあっせん、調達は学生協に要請する。

(3) 応急教育等の実施事項

- ア 分散授業又は二部授業の実施
- イ 町有施設、近接小・中学校の一時借用
- ウ 県立高校等の一時借用
- エ 教職員の確保
- オ 文教施設の応急復旧対策計画
- カ 学校給食

4 文化財の応急対策

文化財の管理者(又は所有者)は各文化財の状態に応じ、災害に対処する措置を講ずるものとし、町は管理若しくは復旧のための多額の費用を要する場合は、できうる範囲の援助をし、文化財の保全に努める。

5 社会教育施設の応急対策

社会教育施設にあっては、災害対策に万全を期し、施設及び陳列品の保全に努めるものとする。

6 知事への要請

町長は学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、次の事項を明らかにして知事に調達あっせんを要請するものとする。

- (1) 応急教育施設あっせん確保
- (2) 集団移動による応急教育のあっせん及び応急教育の実施指導
- (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導
- (4) 教職員の派遣充当
- (5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あっせん

第 23 節 社会福祉計画

1 主旨

県及び町は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相 談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を 知ることができる環境の整備に努めるものとする。

2 基本方針

- (1) 町その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事に応援要員の

派遣を要請する。

- (4) 町は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。
- (5) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の 措置を講ずる。

3 実施事項

- (1) り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置
- ア り災社会福祉施設の応急復旧
- **イ** り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん
- ウ 臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん
- (2) り災低所得者に対する生活保護の適用
- (3) り災者の生活相談
- ア 実施機関

町(被害の大きい場合は県と共催)

イ 相談種目

生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談

ウ協力機関

県、社会福祉協議会(県・町)、法テラス静岡、南伊豆町民生委員児童委員協議会、日本 赤十字社静岡県支部、静岡県災害対策士業連絡会、その他の関係機関

(4) り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け

ア 実施機関

社会福祉協議会(県·町)

イ 協力機関

県、町、南伊豆町民生委員児童委員協議会

ウ 貸付対象

り災低所得世帯 (災害により低所得世帯となったものを含む)

エ 貸付額

「生活福祉資金貸付金制度要綱」による。

(5) り災母子・寡婦世帯等に対する母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

ア 実施機関

県(賀茂健康福祉センター)

イ 協力機関

町、南伊豆町民生委員児童委員協議会、母子福祉協力員

ウ 貸付対象

り災母子世帯・寡婦世帯等(災害により母子世帯・寡婦世帯等になった者を含む)

エ 貸付額

「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額

(6) り災身体障害児者に対する補装具の交付等

ア 実施機関

- (7) 児童 県、町
- (イ) 18歳以上 町

イ 協力機関

- (7) 児童 南伊豆町民生委員児童委員協議会、身体障害者相談事業所
- (イ) 18歳以上 南伊豆町民生委員児童委員協議会、身体障害者相談事業所、

賀茂健康福祉センター相談課

ウ対象

り災身体障害児者

エ 交付等の内容

- (ア) 災害により、補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付
- (イ) 災害により、負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更正(育成)医療の給付
- (ウ) り災身体障害児者の更生相談
- (7) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け

ア 実施機関

町

イ 支給及び貸付対象

- (ア) 災害弔慰金 自然災害により死亡した者の遺族
- (4) 災害障害見舞金 自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
- (ウ) 災害援護資金 り災世帯主

ウ 支給及び貸付額

「災害弔慰金の支給等に関する法律」第3条、第8条及び第10条の規定に基づき「南伊豆町災害弔慰金の支給等に関する条例」(昭和49年条例第17号)の定めるところによる。

(8)被災者(自立)生活再建支援制度

ア 実施機関

(財)都道府県会館(県単制度は県)

イ 協力機関

町

ウ 支給対象

住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯

工 支給額

「被災者生活再建支援法」第3条に定める額

(9) 義援金の募集及び配分

ア 実施機関

県、町

イ 協力機関

教育委員会(県、町)、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会(県、

町)、報道機関、南伊豆町民生委員児童委員協議会、その他の関係機関

ウ募集方法

災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定する。

エ配分方法

関係機関で配分委員会を設け、協議決定する。

(10) 義援品の受け入れ

ア 実施機関

県、町

イ 協力機関

報道機関、その他関係機関

ウ 受入方法

被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入の調整に努める。

第24節 消防計画

1 主旨

各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減 を図ることを目的とする。

2 消防活動

(1) 町消防活動体制

町は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の 軽減を図るため、段階的な常備消防及び消防団の編成及びその運用等に万全を期するもの とする。

なお、地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうるよう特に配慮するものとする。

(2) 広域協力活動体制

町長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

- ア 発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- ウ 発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材 等を必要とする場合

(3) 大規模林野火災対策

町は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。

要請を受けた知事は、県防災へリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊に ヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、 災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において 空中消火活動を支援するものとする。

(4) 危険物施設の災害対策

危険物施設管理者等は、関係者(自衛消防隊等)と協力して、初期消火活動に努めると ともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。なお、消火活動を行うに当 たっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。

(5) ガス災害対策

町は、高圧ガスによる災害の特殊性に鑑み、高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。

なお、地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の 基本方針により消防活動を行う。

(6) 基本方針

- ア 住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及 び初期消火活動を実施する。
- イ 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。
- **ウ** 消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための町消防計画の定めると ころにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。
- エ 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(7)消防本部及び消防団

ア 火災発生状況等の把握

消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 自主防災組織の活動状況
- (ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- (x) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能 状況

イ 消防活動の留意事項

消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

- (7) 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。
- (イ) 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- (ウ) 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、

避難誘導等の安全措置をとる。

- (x) 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の 火災防御を優先して行う。
- (オ) 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指揮に努める。

(8) 事業所

ア 火災予防措置

火気の消火及びLPガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、 劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ 火災が発生した場合の措置

- (ア) 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (4) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

ウ 災害拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (7) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- (4) 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。
- (ウ) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

(9) 自主防災組織

ア 各家庭等におけるガス栓の閉止、LP ガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

イ 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。

ウ 消防隊(消防署、消防団)が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

(10) 住民

ア 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、LP ガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレー カーを遮断する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

3 消防施設の整備

消防水利不足地域については、その解消を図るよう整備するとともに、機材の整備についてはその充実強化を図るものとする。

4 消防力

町の消防力の現況は、資料編のとおりとする。

第25節 応援協力計画

1 主旨

被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため町長が民間団体等の応援協力を必要とする場合の対象団体、要請方法を定めることを目的とする。

2 要請の実施基準

(1) 要請基準

他の計画の定めるところにより、町長は、民間団体等の協力を必要と認めたときは、協力要請対象団体のうちから適宜指定して要請するものとする。

(2) 協力要請対象団体

- ア 町内自主防災組織
- イ 女性団体
- ウ 高校生
- エ 赤十字奉仕団
- オ その他奉仕活動を申し出たボランティア団体

3 実施方法

(1) 要請先

ア 要請は当該団体の長に対して行うものとする。当該団体が連合体の場合は連合会長に対し要請を行うものとする。

イ 高校生に対する要請は、生徒の所属する学校の長に対して行うものとする。

(2) 要請時の連絡事項

応援協力要請人数、作業内容、作業場所、集合場所、その他協力要請に関する必要事項 については、その都度連絡するものとする。

第26節 ボランティア活動支援計画

町は、ボランティアや町民活動団体の自主性・主体性を尊重し、(福)静岡県社会福祉協議会や (特活)静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながらボランティアの受入体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。

1 町

(1) 町災害ボランティアセンターの設置及び運用

ア 町は、災害ボランティアの必要性に応じて、あらかじめ定めた施設に町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う町災害ボランティアセンターを設置する。

イ 町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として町災害ボランテ

ィアセンターに配置し、その活動を支援する。

ウ 町災害ボランティアセンターは、町社会福祉協議会職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。

(2) ボランティア活動拠点の設置

ア 町は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害 ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボラ ンティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。

イ 町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。

(3) ボランティア団体等に対する情報の提供

町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

(4) ボランティア活動資機材の提供

町は、町災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第27節 自衛隊派遣要請計画

1 主旨

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣要請を要求できる範囲は、原則として天災地変その他災害に際し、人命及び財産の保護のため必要と認める場合において、(1)の3要件を満たすもので、具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、町長等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備によって異なるが、通常(2)のとおりとする。

(1) 要請要件

ア緊急性

差し迫った必要性があること

イ 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること

ウ 非代替性

自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

(2) 要請内容

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

イ 避難の援助

避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助

ウ 遭難者等の捜索救助

エ 水防活動

土のう作成、運搬、積込み等の水防活動

オ 消防活動

利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力し消火活動(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)

カ 道路又は水路の啓開

道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動(薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用)

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

ケ 給食、給水及び入浴支援

被災者に対する給食、給水及び入浴支援

コ 物資の無償貸付及び譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(昭和 33 年総理府令第 1 号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸与又は救じゅつ品を譲与

サ 危険物の保安及び除去

自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去

- シ 防災要員等の輸送
- ス 連絡幹部の派遣
- セーその他

その他町長が必要と認めるものについては、知事及び関係部隊の長と協議して決定する。

3 町長の災害派遣要請手続き

町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

4 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率 的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(2) 作業計画及び資材等の準備

町長は、自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある 計画を樹立するとともに作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管 理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

(3)作業実施に必要な物資、機材等

町長は、作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画の定めるところにより県へ要請するものとする。

(4) 自衛隊との連絡交渉の窓口の一本化

町長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確に しておくものとする。

(5) 派遣部隊の受入れ

町長は、派遣された部隊に対し次の基準により各種施設等を準備するものとする。

ア 本部事務室 派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など

イ 宿 舎 屋内宿泊施設(学校、公民館等)とし、隊員の宿泊基準は1人1畳

ウ 材料置場炊事場 屋外の適当な広場

エ 駐 車 場 適当な広場 (車1台の基準は3m×8m)

5 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、初期の人命救助及び財産の保護並びにこれに関係する応急復旧が完了した場合は、 速やかに知事に対して自衛隊の撤収要請の連絡を行うものとする。

6 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のため必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び 損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は原則として町が負担するものとする。

7 その他

町以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう 努めるものとする。

第28節 海上保安庁に対する支援要請の要求計画

1 主旨

災害時における海上保安庁に対する支援要請を行う場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。

2 支援要請の範囲

海上保安庁に支援を要請する場合は、原則として次の場合とする。

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、町が行う災害応急対策の支援

3 町長の支援要請の依頼手続き

町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。

また、知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

- (1) 災害の状況及び支援活動を要請する事由
- (2) 支援活動を必要とする期間
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

第29節 県防災ヘリコプター支援要請計画

1 主旨

災害時における県防災へリコプターの支援要請を行う場合の必要事項を明らかにすることを 目的とする。

2 支援要請の範囲

町が県防災へリコプターを支援要請できる範囲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で次の事項に該当するときとする。

- (1) 林野火災、高層建築物火災等の大規模災害が発生し、災害が拡大して防御が困難となり、かつ、人命、人家等に多大な危険が生ずるおそれがあるとき。
- (2) 緊急業務のうち、特に緊急の必要があり、かつ、他に手段がないと判断したとき。

3 町長の支援要請手続

支援要請手続については、あらかじめ定められたところにより行うものとする。

第30節 電力施設災害応急対策計画

1 主旨

災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定める。

2 応急措置の実施

応急措置の実施は電力会社の定める〈東京電力パワーグリッド(株)〉防災業務計画により実施する。

3 県との連絡協議

被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあっては町と十分連絡をとるとともに必要に応じ県と協議して措置するものとする。

第31節 ガス災害応急対策計画

1 主旨

ガス災害の発生に際し、町民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

2 非常体制組織の確立

(1) 緊急出動に関する相互協力

消防、警察、ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について相互協定する。

(2) ガス事業者の緊急体制の整備

- ア ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び 社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。
- **イ** 非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

3 応急対策

(1) 保護保安対策

- ア ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう町 民の協力を要請する。
- イ ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定(以下「相互協定」という。)により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。
- ウ ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設(貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、調圧器、需要家ガス施設等)の巡回及び点検を直ちに行い、 所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。
- エ ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を 講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。
- オ ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。

(2) 危険防止対策

- ア 災害発生の現場においては、ガス漏れに起因する二次災害(中毒、火災、爆発)を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取扱いには特に注意する。
- イ 災害の規模によりその周辺への関係者以外の立入禁止措置及び周辺町民の避難について、 相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。
- **ウ** ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに救急機関に連絡するとともに、通風のよい場所にあおむけに寝かせる等の応急措置をとる。

(3) 応急復旧対策

- ア ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。
- イ 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木建築工事作業員の出動人員を確保 する。

4 県、町等との連絡協議

高圧ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、県、町、消防機関及び警察と 十分連絡、協議する。

第32節 下水道災害応急対策計画

1 主旨

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置、その他の下水道施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第33節 突発的災害に係る応急対策計画

1 主旨

突発的災害により、多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

2 町の体制

町は、緊急時の応急対策が遅滞なく行われるよう、「突発的災害応急体制」により、初期の情報収集に当たる。

事態の推移により必要な場合には速やかに「災害対策本部」を設置し、救出・救助等の応急 対策を実施する。

(1) 突発的災害応急体制

ア 設置基準

- (ア) 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したと き
- **(4)** その他町長が指示したとき。

イ組織

総務課、消防団等で構成する。

ウ 任務

応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。なお、災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。

また、必要に応じ、災害対策本部の設置までの間、物資の集積場所、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。

エ 県、国への報告

下田消防本部は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が 発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1~4により、直ち に県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。

(7) 発生日時、場所

- (イ) 被害の状況
- (ウ) 応急対策の状況
- (エ) 自衛隊、日本赤十字社又は医師の派遣の必要性

(派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動などを明らかにすること) 「突発的災害に係る応急対策連絡先」は資料編による。

オ 医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。

医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じてトリアージタッグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

(2) 災害対策本部の設置

ア設置

- (ア) 町長は、突然災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、南 伊豆町災害対策本部を設置する。
- (4) 災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて町長(本部長)が決定する。

イ組織

「第2節 組織計画」に定める災害対策本部の編成表のうち、町長の指示する職員をもって構成する。

ウ 任務

必要に応じ事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に伝達する。

本部は速やかに関係機関に必要な要請をし、被災者の迅速な救助活動を最優先に実施する。

エ 設置の連絡

災害対策本部を設置したときは、災害対策関係機関で必要と認める者に連絡する。

才 現地対策本部

災害の状況により、現地対策本部を設置する。

カ 二次災害防止のための措置

事故の態様により、二次災害の発生のおそれのある場合は速やかに関係機関に連絡を取り、防止のために必要な措置をとる。

(3) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置が概ね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

第34節 町有施設及び設備等の対策

1 主旨

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な町有施設・設備等の速やかな機能回復を 図るための措置を示す。

2 町防災行政無線

(1) 町及び他機関端末局

ア 同時通報用無線

基地局施設の作動状態を確認し、障害がある場合又は受信局に障害が生じた場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかに復旧措置を講ずる。

イ 防災行政無線

遠隔制御器等の作動状態を確認し、障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼 し、速やかに措置を講じ、携帯局との通信を確保する。また、県防災行政無線施設につい ても作動状態を確認し、障害がある場合は、速やかに復旧措置を講ずるよう県災害対策本 部に要請する。県との連絡に障害がある場合は、防災相互無線等を活用し、応急連絡を行 う。

3 公共施設等

(1) 道路

ア 被害状況の収集、施設の点検、情報連絡

道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋りょう等施設の機能 の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ 応急措置の実施、二次災害の防止

県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊 急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。

ウ 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ、町内建設業者、建設業協会等に協力を 求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

(2) 河川及び海岸保全施設

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、 関係機関に情報を連絡する。

イ 水門等の操作

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

ウ 応急措置の実施、二次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ二次災害の恐れのある施設について、水防活動等必要な応急 措置を講ずる。

エ 資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ、町内建設業者等に協力を求め、資機材を確保 し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

オ 町長への連絡

避難等が必要な場合は、速やかに町長へ状況の連絡に努める。

(3) 砂防、地すべり及び急傾斜地等

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロールや砂防ボランティア・地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ 応急措置の実施、二次災害の防止

二次災害の恐れのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。

ウ 資機材の確保、応急工事の実施

二次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ、町内建設業者等に協力を求め、 資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。

エ 町長への連絡

避難等が必要な場合は、速やかに町長へ状況の連絡に努める。

(4) 港湾及び漁港施設等

ア 被害状況の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。 また、関係機関に情報を連絡する。

イ 応急措置の実施、二次災害の防止

危険箇所の立ち入り禁止措置や、構造物等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。

ウ 緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ、町内建設業者等に協力を求め、資機 材を確保し、応急復旧工事を実施する。また、港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能 の障害となるもの等への早期対策を要請する。

(5) 用水路

ア 被害状況の把握

用水路の被害状況を調査する。

イ 応急措置の実施

施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は迅速に応急措置を講ずる。

(6) 町庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎等

ア 被害状況の把握

庁舎管理者は、町庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、 被害状況を確認する。

イ 緊急措置の実施

施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ず る。

(7) 工事中の公共施設、建築物、その他

町内の危険のある地域の工事中の建築物等においては工事を中止し、必要に応じて安全確

保のための措置を講ずる。ただし、工事関係者等の安全な避難に要する時間を確保した上で 行う。

(8) 危険物保有施設

発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。

(9) 水道用水供給施設

ア 災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を 講ずる。

イ 被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。

4 コンピュータ

- (1) コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再 開を図る。

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、概ね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水產業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上水道簡易水道災害復旧事業計画
- 5 公共用地災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 被災中小企業復興計画
- 12 その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚災害法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

町長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、 県知事に報告する。また、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県 関係各部局に提出しなければならない。

第3節 被災者の生活再建支援

1 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に 対し災害障害見舞金を支給する。

(1) 支給対象者の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支 給対象者を把握する。

(2) 支給方法の決定及び支給

災害
・ 災害
・ ・ ・ に関する法律」に 基づき支給する。

2 被災者の支援

(1)被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の取組を行う。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用する よう積極的に検討するものとする。

【県への報告】

- ア 死亡者数
- イ 負傷者数
- ウ 全壊・半壊住宅数 等

【被災者台帳】

- ア 氏名、生年月日、性別
- イ 住所又は居所
- ウ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
- エ 援護の実施の状況
- オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 等

(2) り災証明の発行

- ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。
- **イ** り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。

(3) 災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を 行う。

(4) 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な 業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

(5) 義援金の募集等

- ア 町への義援金を受け付けるために、町役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座 を開設する。
- **イ** 県が設置する義援金募集・配分委員会(仮称)に参加する。

(6) 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、町税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な 措置を行う。

3 要配慮者の支援

高齢者や障害のある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

(1)被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 情報が不足している地域には補足調査を行う。

- ア 要配慮者の被災状況及び生活実態
- イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

(2) 一時入所の実施

災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、一時入所を実施する。

(3) 福祉サービスの拡充

- ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている民間福祉施設を対象に、人員確保や必要 となる設備の導入を行うなどの支援を行う。
- イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。
- ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。

(4)健康管理の実施

慣れない環境に対するストレス等への対応としてこころのケアを実施し、応急住宅に居住する被災住民に対し、身体面とともに精神面の健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第4節 風評被害の影響の軽減

1 正しい情報の提供

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2 必要な検査等の実施

科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、 数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、町長は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の

拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

国や県、他市町村、関係機関・団体等と連携し、町内産物の販売促進や観光客等の誘客など 積極的な風評被害対策を講じる。また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係 機関・団体との連携構築等を行う。